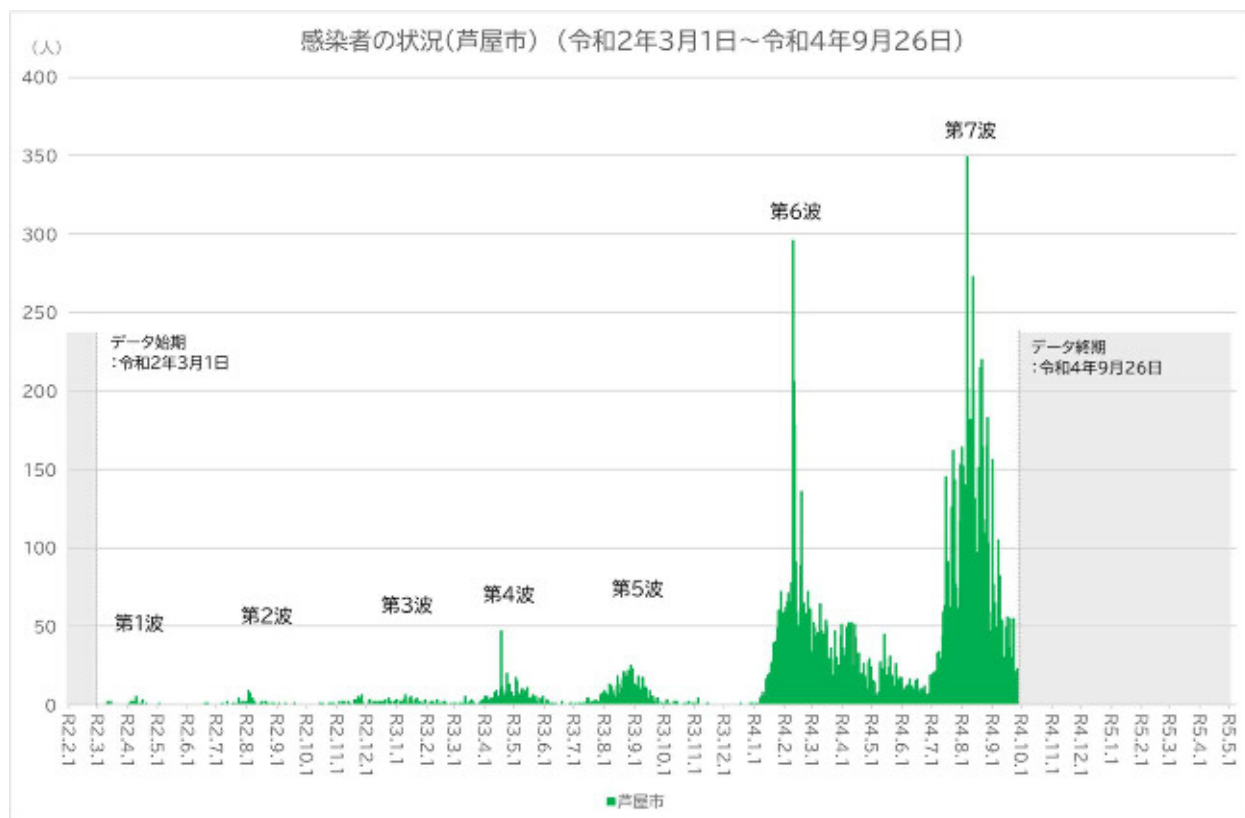


第3章 本市の新型コロナウイルス感染症への対応と、今後の新たな感染症の流行への備え

本章では、本市が実施した新型コロナウイルス感染症への対応を振り返るとともに、その内容を踏まえて、今後の新たな感染症の流行への備えについて整理を行います。

本市においては、令和2年3月11日に市内で初の感染者2例(県内30・31例目)が、同月14日にさらに2例が確認された後、同年4月からは断続的に感染者が確認されるようになりました。その後、全国・県内での流行と同様に、市内でも流行の波がみられる状況となりました。

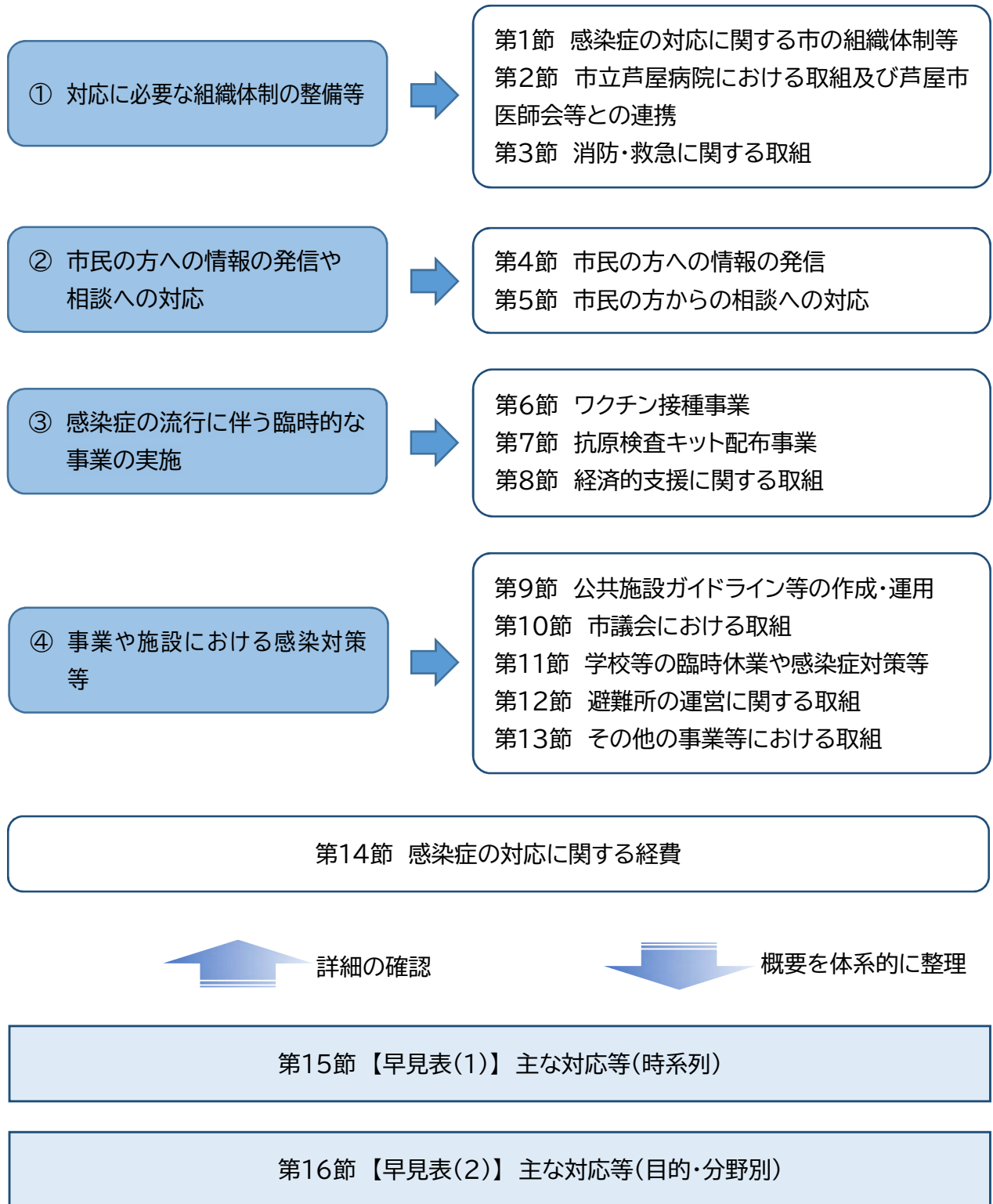


※3.0.1 令和4年9月27日より、届出方法の見直しに伴い、芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)・健康福祉事務所管内居住別の感染者及び年齢区分の報告は実施しないものとされました

本市の対応は多岐に渡りますが、大別すると、「①対応に必要な組織体制の整備等」、「②市民の方への情報の発信や相談への対応」、「③感染症の流行に伴う臨時的な事業の実施」、「④事業や施設における感染対策等」に区分的に分けることができます。

本章では、こうした対応を第1節から第13節にまとめるとともに、対応には多額の経費が必要となったことから、第14節に感染症の対応に関する経費について整理します。

また、今後の新たな感染症への対応に活用するため、第15節及び第16節に、主な対応等を早見表に整理します(第15節は時系列で、第16節には目的・分野別で整理)。



* 本章の構成

なお、第1節から第14節までの記載においては、個別の取組の目的や位置付け等を整理するため、次表の区分を用いて整理を行います。

第1節から第14節における、取組の整理区分	
取組の整理区分	取組の例示
事業等の停止	例) 市立施設の利用停止、市立学校園の休業措置
事業内容等の変更	例) 市立施設の利用時間の短縮、代替手法(オンライン等)によるサービスの提供
対応に要する資源・組織体制の確保	例) 感染症流行時の組織体制の確保・構築、対策に要する物品(防護具や消毒液等)や財源の確保
対応に関する方針等の作成・運用	例) 感染症の対応に関する方針の作成・運用等
感染の早期発見と接触の回避・低減	例) 日常的な検温や体調管理、感染の有無を確認するための検査の推進、感染が確認された場合やその疑いがある場合の対応(施設の利用自粛等)
個人防護具の着用等	例) マスク・フェイスシールド・ガウン・手袋等の着用、パーテーション等の設置
換気・空気清浄	例) 換気、空気清浄 ・ 空気中を漂う病原体(を含む粒子)を吸引すること等による感染の防止
排出物等の処理	例) 飛沫が付着したごみの適切な廃棄等の推進
手洗い・手指消毒	例) 手洗い・手指洗浄等の推進 ・ 病原体に汚染された手指等で、目・口・鼻等の露出した粘膜に触れることによる感染の防止
備品等の消毒	例) 内装材や備品等の消毒の実施 ・ 物体の表面に付着した病原体等に触れることや、そのようにして汚染された手指で目・口・鼻等の露出した粘膜に触れることによる感染の防止
対人距離の確保	例) 座席間隔の確保 ・ 「密集」や「密接」による感染リスクの上昇を防ぐ
通常医療の提供等	例) 感染症流行下において通常医療を提供(継続)するための取組、通常医療のひっ迫の防止に係る取組、過度な受診控えへの対策
感染時の医療提供等	例) 感染症に対する医療の提供に関する取組(医療ひっ迫の防止を含む)、感染が疑われる場合等の救急搬送、症状に関する相談の受付
ワクチン接種	例) ワクチン接種事業
感染対策等による影響への対応(経済的支援(個人))	例) 感染対策(外出自粛等)や関連する要因によって発生する、個人の経済的影響に対する支援
感染対策等による影響への対応(経済的支援(事業者))	例) 感染対策(外出自粛等)や関連する要因によって発生する、事業者の経済的影響に対する支援
感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)	例) 感染対策(外出自粛等)や関連する要因によって発生する、心理的な影響及びその他の影響に対する支援
感染症に関する情報の発信	例) 市民、施設・サービスの利用者等に向けた情報の発信

第1節 感染症の対応に関する市の組織体制等

本市では、令和2年1月23日に関係各課の調整会議を開催し、患者の把握から病院搬送までの手順を確認して、初動体制の構築に取り組みました。

その後、令和2年2月3日には「新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議」を、同月27日には「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して対応を進めましたが、一方では、感染症対策と日常生活との両立が図られるなかで、平時の組織体制を維持しながら対策を進める必要がありました。

また、感染拡大の防止や市の事業の継続を図るため、職員の感染対策にも取り組みました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

(1) 対策本部の設置・運用等

<「中間まとめ」の内容>

【対応に要する資源・組織体制の確保】【対応に関する方針等の作成・運用】

- 本市においては、1月16日の国内初の患者発生を受け、同日に市立芦屋病院において、中国語併記のポスターを掲示するとともに、1月20日に市ホームページで市民への注意喚起を行ったことが新型コロナウイルス感染症対策の取組のスタートであった。

感染症対策は、都道府県や政令指定都市、中核市などの保健所設置市が実施主体となっているため、本市においては、兵庫県の方針を基に取組を進めなければならなかったが、実際には、この時点では、兵庫県芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)(以下「芦屋健康福祉事務所」という。)との具体的な情報の共有までには至らなかった。しかし、休日応急診療所において新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が受診した場合に、どのような手順で患者を搬送したら良いのか等々のルール化が必要であるとの認識から、1月23日には、企画部、こども・健康部、都市建設部、消防本部、芦屋病院事務局等の庁内関係課が参集した第1回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議を開催し、患者の把握から病院搬送までの手順の確認を行った。

後に、このルールが実際に生かされる例が発生し、患者搬送のルールを早期に共有化することの重要性を改めて認識することとなった。

- 1月29日には、第2回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議を開催し、新型コロナウイルス感染症が指定感染症として法的効力を発揮するまでの間の対応並びに医療機関の相談窓口の役割を芦屋健康福祉事務所が担うことを共有した。
- 2月1日には、感染症法における指定感染症として前倒し施行されたことを踏まえ、2月3日には、第1回の「新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)」を設置、その後も2月26日までの間、毎週推進本部会議を開催し、患者数の動向、国・県の動き等の情報共有を行い、適宜、市民への周知や注意喚起に取り組んだ。なお、推進本部会議は、平成27年3月に策定した、「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を準用して取組を進めた。

- 2月27日には、安倍首相から、3月2日から春休みまでの間の「全国の小中高、特別支援学校を臨時休校」との要請を踏まえ、同日に新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置した。以後、ほぼ毎週対策本部を開催し、国・県・近隣市の動きを情報共有するとともに、感染症対策についての協議・検討を重ねた。

主な対応(時系列)	
期間 (令和2年)	内容
1月16日	市立芦屋病院内に「患者さんへのお願い」のポスターを掲示(日本語・中国語)
1月20日	市ホームページにて、「中国武漢で原因不明の肺炎」の注意喚起
1月23日	第1回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議の開催
1月24日	市・市立芦屋病院ホームページ「注目情報」「お知らせ」欄のトップに注意喚起を掲載
1月27日	庁議報告・職員周知
1月29日	第2回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議の開催
2月3日	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月7日	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議実務者会議の開催
2月10日	第2回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月17日	第3回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月25日	第4回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催
2月26日	第5回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策推進本部会議の開催 市主催のイベント等の延期または中止を決定(～3月10日)
2月27日	第1回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
2月28日	第2回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立小学校・中学校の臨時休業を決定(3月3日～春休み)
3月2日	第3回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市主催のイベント等の延期または中止の延長を決定(～3月31日)
3月3日	市立小学校・中学校 臨時休業(～春休み)
3月5日	第4回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月9日	第5回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月11日	芦屋市で初の感染者2例(県内30・31例目)確認 第6回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立幼稚園の臨時休業・認定こども園(幼稚園部)の休園を決定
3月12日	第7回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催

(第3章第1節 感染症の対応に関する市の組織体制等)

	市立施設(市民センター・集会所等)の貸室閉鎖を決定(～3月31日) 市長より「市内初の感染者の確認と市の対応等について」のメッセージを発信(市立施設の貸室閉鎖等のお知らせと合わせて全戸配布)
3月13日	市立幼稚園の臨時休業・認定こども園(幼稚園部)の休園(～春休み)
3月16日	第8回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月23日	第9回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月25日	第10回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市主催イベントや事業の延期・中止, 市立施設の利用制限の延長決定(～4月15日)
3月26日	第11回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
3月30日	第12回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月6日	第13回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 第14回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市立学校園 5月7日までの臨時休業を決定
4月7日	※「緊急事態宣言」発令 第15回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市長より「緊急事態宣言」に基づく「外出自粛の要請(～5月6日)」等のメッセージを発信(全戸配布)
4月8日	第16回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月13日	第17回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 第18回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月14日	第19回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市長より「在宅勤務による出勤者の抑制、事業者の皆様への協力要請」等のメッセージを発信
4月15日	第20回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 市職員の在宅勤務による出勤者の抑制開始
4月16日	第21回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 保育所・放課後児童クラブ等の「特別保育」「限定的受け入れ」を開始
4月17日	第22回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月22日	第23回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月24日	第24回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
4月28日	第25回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催 「緊急事態宣言」に係る対応について延長決定(～5月31日)
5月7日	第26回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月11日	第27回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催

5月15日	第28回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月20日	「特別定額給付金の申請書の送付開始」「給付金サギに注意」「電話相談窓口のご案内」ビラ全戸配布
5月21日	※「緊急事態宣言」解除 第29回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
5月22日	「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」、「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策社会体育施設の利用ガイドライン」、「学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアル」作成
5月23日	保育所・放課後児童クラブ等の「特別保育」「限定的受け入れ」を終了
5月25日	第30回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催
6月1日	第31回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催 市立施設(市民センター・集会所等)の貸室利用の制限を設け再開 市立学校園の臨時休業の解除・学習活動の再開
6月5日	第32回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
6月15日	第33回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
6月19日	芦屋市で患者1例(市内26例目, 県内700例目 県内発生34日ぶり)確認
6月22日	第34回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン」等について改定(案)を決定
6月29日	第35回芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催
7月1日	「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン(7月1日改定)」等の適用開始(6月24日公表) 歌唱、演奏、運動、調理等の利用制限を解除

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 「中間まとめ」のとおり、推進本部会議や対策本部の枠組みは「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」に整理しており、その内容を踏まえて対応を行いました。また、対応に当たり、過去の新型インフルエンザへの対応の記録等が、有用な資料となりました。
 - 「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」に整理している対策本部の組織体制も、平時の組織体制を基本に構成されていますが、新型コロナウイルス感染症への対応は、その併存に数年に渡って取り組む実例となりました。
- このようななかであって、「事務局」を担う部課の部課長級職員を中心とした「事務局会議」を設定し、少人数の会議体で機動的な対応を行うなどの運用を行いました。

「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成27年3月策定)(令和5年4月一部変更)の概要	
1 「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定に当たって	
新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定の背景や概要	
新型インフルエンザ等緊急事態宣言並びに緊急事態措置の概要	
計画策定までの経緯	○ 平成25年に国・県の新型インフルエンザ等対策行動計画が策定され、その考え方や基準を踏まえて、市の行動計画を策定した。
対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	○ 感染症法に規定される「新型インフルエンザ等感染症」 ○ 感染症法に規定される「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの
2 新型インフルエンザ等対策の考え方	
対策の目的及び基本的な戦略	【目的】 ○ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 ○ 市民生活及び市民経済に及ぶ影響が最小となるようにする。 【基本方針】 ○ 社会全体での取り組み ・ 社会全体で取り組むことで効果が期待されるものであり、行政・医療機関・事業所・学校・市民等が連携・協力し、対策に積極的に取り組む。 ○ 自らの健康は自ら守る意識の醸成 ・ 新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、市民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康管理等が求められる。 ・ 市は、市民に対して、平素から健康管理についての啓発を行なうとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。 ○ 医学的ハイリスク者への対応の充実 ・ 新型インフルエンザ等により患することで重症化するリスクが高いと考えられる、いわゆる「医学的ハイリスク者」

	への対応を重点的に行う。																				
対策実施に当たっての基本的な考え方	○ 病原性、感染力の程度に応じた対策 ○ 発生段階に応じた対応と対策の変化																				
対策実施上の留意点	○ 基本的人権の尊重 ・ 特措法には、県によって実施される不要不急の外出自粛の要請等、市民の権利と自由に制限を加える条項が盛り込まれており、基本的人権を阻害することがないように、必要最小限の範囲で行わなければならない。また、市民に対して十分説明を行い、理解を得ることが必要である。 ○ 危機管理としての特措法の性格 ・ 特措法は、最悪の事態を想定した危機管理制度を法制化したもの。 ・ 危機管理の原則として、事態が明らかになっていない時期においては最も強力な措置をとることが必要であるが、状況が把握でき、事態の程度がそれほど深刻でないことが明らかになった場合には、それに応じた措置へと柔軟に変更させていくことが必要となる。新型インフルエンザ等対策についても、この原則に則り、措置を十分に検討する必要がある。 ○ 関係機関相互の連携協力の確保 ○ 記録の作成・保存																				
新型インフルエンザ等発生時の社会への影響	○ 政府行動計画に想定している流行規模に応じた被害想定を試算するものの、県が決定する三段階の対策レベルにより発生時の状況に応じて、適切な対策を選択する。 【政府行動計画における被害想定及び市内の被害想定】 <table><tr><th>項目</th><th>国</th><th>兵庫県</th><th>市</th></tr><tr><td>①り患割合</td><td colspan="3">全人口の 25%が り患する。</td></tr><tr><td>②外来受診患者数</td><td>約 1、300 万～ 2、500 万人</td><td>約 56 万～ 108 万人</td><td>約 9、500～ 18、000 人</td></tr><tr><td>③入院患者数</td><td>約 53 万～200 万人</td><td>約 23、000～ 88、000 人</td><td>約 400 ～ 1、500 人</td></tr><tr><td>④死亡者数</td><td>約 17 万～ 64 万人</td><td>約 7、000～ 28、000 人</td><td>約 30 ～ 120 人</td></tr></table>	項目	国	兵庫県	市	①り患割合	全人口の 25%が り患する。			②外来受診患者数	約 1、300 万～ 2、500 万人	約 56 万～ 108 万人	約 9、500～ 18、000 人	③入院患者数	約 53 万～200 万人	約 23、000～ 88、000 人	約 400 ～ 1、500 人	④死亡者数	約 17 万～ 64 万人	約 7、000～ 28、000 人	約 30 ～ 120 人
項目	国	兵庫県	市																		
①り患割合	全人口の 25%が り患する。																				
②外来受診患者数	約 1、300 万～ 2、500 万人	約 56 万～ 108 万人	約 9、500～ 18、000 人																		
③入院患者数	約 53 万～200 万人	約 23、000～ 88、000 人	約 400 ～ 1、500 人																		
④死亡者数	約 17 万～ 64 万人	約 7、000～ 28、000 人	約 30 ～ 120 人																		

	※市の想定数は、国・県の想定数から按分（市：推計人口総数 94、925 人 平成 26 年 6 月 1 日現在） ※入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を 0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を 2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。 ※ 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。								
新型インフルエンザ等 対策推進のための役割分担	○ 国の役割 ○ 県の役割 ○ 市の役割 ・ 市民へのワクチンの接種や生活支援、発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針及び県の要請等に基づき対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。 ・ 芦屋健康福祉事務所が実施する地域における医療体制の確保等に関して、協力し連携を図る。 ○ 医療機関の役割 ・ 院内感染対策や医療資器材の確保をはじめ、発生時に備えた診療継続計画や地域における医療連携体制の整備を進める。 ・ 発生時には、発生状況に応じて、患者の診療にあたりとともに地域の診療所と連携して市民への医療を提供する。 ○ 指定(地方)公共機関の役割 ○ 登録事業者の役割 ○ 一般の事業者の役割 ○ 市民の役割								
行動計画における主要項目	○ 実施体制 ・ 芦屋市新型インフルエンザ等対策本部 <table border="1"> <tr> <td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr> <td>副本部長</td><td>副市長、教育長、病院事業管理者</td></tr> <tr> <td>本部員</td><td>技監、企画部長、総務部長、総務部参事(財務担当部長)、市民生活部長、こども福祉部長、こども福祉部参事(こども家庭担当部長)、都市政策部長、都市政策部参事(都市基盤担当部長)、会計管理者、上下水道部長、市立芦屋病院事務局長、消防長、教育委員会教育部長、市議会事務局長</td></tr> <tr> <td>事務局</td><td>企画部市長公室政策推進課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター、都市政策部都市基盤室防災安全課</td></tr> </table> (役職等は令和5年9月時点の区分で整理)	本部長	市長	副本部長	副市長、教育長、病院事業管理者	本部員	技監、企画部長、総務部長、総務部参事(財務担当部長)、市民生活部長、こども福祉部長、こども福祉部参事(こども家庭担当部長)、都市政策部長、都市政策部参事(都市基盤担当部長)、会計管理者、上下水道部長、市立芦屋病院事務局長、消防長、教育委員会教育部長、市議会事務局長	事務局	企画部市長公室政策推進課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター、都市政策部都市基盤室防災安全課
本部長	市長								
副本部長	副市長、教育長、病院事業管理者								
本部員	技監、企画部長、総務部長、総務部参事(財務担当部長)、市民生活部長、こども福祉部長、こども福祉部参事(こども家庭担当部長)、都市政策部長、都市政策部参事(都市基盤担当部長)、会計管理者、上下水道部長、市立芦屋病院事務局長、消防長、教育委員会教育部長、市議会事務局長								
事務局	企画部市長公室政策推進課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター、都市政策部都市基盤室防災安全課								

- ・ 芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議

芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画の総合的な推進及び関係部局の総合調整等を行うため、芦屋市新型インフルエンザ等対策推進本部会議を設置する。新型インフルエンザ等が発生する前においては、推進本部会議の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、全庁一体となった取組みを推進する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、病院事業管理者
本部員	技監、企画部長、総務部長、総務部参事(財務担当部長)、市民生活部長、こども福祉部長、こども福祉部参事(こども家庭担当部長)、都市政策部長、都市政策部参事(都市基盤担当部長)、会計管理者、上下水道部長、市立芦屋病院事務局長、消防長、教育委員会教育部長、市議会事務局長
実務者会議	総務部総務室人事課長、総務部総務室総務課長、市民生活部環境・経済室地域経済振興課長、市民生活部環境・経済室環境課長、こども福祉部福祉室地域福祉課長、こども福祉部福祉室障がい福祉課長、こども福祉部福祉室高齢介護課長、こども福祉部こども家庭室こども政策課長、上下水道部水道工務課長、市立芦屋病院事務局総務課長、消防本部消防室救急課長、教育委員会教育部教育統括室教職員課長、教育委員会教育部学校教育室学校教育課長、教育委員会教育部社会教育室生涯学習課長
事務局	企画部市長公室政策推進課、こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター、都市政策部都市基盤室防災安全課

(役職等は令和5年9月時点の区分で整理)

○ 情報収集

- ・ 情報収集・提供の原則

- ・ 高齢者、障がいのある人、こども、外国人など配慮が必要な様々な市民を念頭に、多様な広報媒体による多元的な情報提供を実施する(聴覚障がいのある人等への配慮、多言語の使用などを行う)。
- ・ 情報の内容も、誰もが理解しやすいものになるよう工夫する。
- ・ マスメディアの協力を求めることは不可欠なものである。そのほか、ホームページ等インターネット、まちナ

び、あしや防災ネット等を活用し、市民に対して情報の提供を行う。

- ・ 総合的な情報が一元的に提供される必要があるため、国や県などの情報を集約し、総覧できる専用ホームページを開設する。
- ・ サーベイランス・情報の収集
 - ・ 新型インフルエンザ等対策の有効な実施には、サーベイランス(感染症の発生状況の把握及び分析)が極めて重要であり、発生段階に応じて様々な情報を国内外から系統的に収集するとともに、その結果について関係機関等に迅速かつ的確に伝達し、対策に活用する。
 - ・ 海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、市は、国・県のサーベイランスに協力するとともに、国・県の情報を的確に収集し、市内発生に備える。

○ 情報提供・共有

- ・ 市民に対する情報提供と共有(発生前)
 - ・ 行動計画に定めている内容は、事前に市民、医療機関、事業者等に十分説明しておく必要がある。
 - ・ 学校や幼稚園、保育所等において集団感染が発生し、地域や通学エリアでの感染拡大のおそれがあることから、学校等の関係者はもとより、児童、生徒、保護者等に対し、平時から感染症予防や公衆衛生について、啓発しておく必要がある。
 - ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。
- ・ 市民に対する情報提供と共有(発生時)
 - ・ 国内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセスや、対策の理由、実施主体を明確にしながら、個人情報の取扱いなど患者等の人権に十分配慮して、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
 - ・ 生活相談など住民の生活に密着した内容の相談業務を行う窓口を設置し、適切な情報提供を行う。
 - ・ 県庁に設置されるコールセンター等と連携し、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、情報提供に反映させる。

	・ 誤った情報が偏見や流言、飛語等により社会的混乱を招きかねないことから、このような情報が流布された場合は、これを個々に打ち消す情報を強く発信する必要がある。 ・ 情報提供体制 ・ 市における新型インフルエンザ等対策における広報担当を設置して情報提供の一元化を図るとともに、流行状況に応じて、市内、県内及び国内外の発生状況や対策の実施等についての情報提供を定期的に行う。 ・ 患者情報等の取扱いに係る考え方 ・ 患者の個人情報保護 ・ 県との患者情報共有 感染拡大防止対策や患者本人への支援のために、市が県から患者の個人情報の提供を受けることがあることから、患者情報を利用した具体的な対策や、個人情報保護方策についての条件整備を平素から検討する。 加えて、市は、災害時要援護者情報などの県が持たない住民情報を有していることから、受け取った患者情報をもとに、感染拡大防止上必要な情報を市と県で交換し、一元化できる仕組みを県と連携して研究する。また、市が在宅患者の生活支援等を行うことにより得た患者情報等を提供し、対策への反映を図ることがある。 ・ 報道機関に対する情報提供 広範な感染症対策の実施に当たっては、市民に対する情報提供が重要な対策となることから、報道機関に対してより迅速で正確な情報提供に努める。その際、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。 一方、患者が所属する学校・事業所名や患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止の必要性和、当該学校・事業所や医療機関及びこれらが属する地域等がこうむる影響の大きさを慎重に比較衡量して可否を判断する。 なお、情報提供に当たっては、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと等の基本的事項をあわせて伝える。 ・ 予防・まん延防止 ・ 予防・まん延防止の目的と対策の柔軟な運用 予防・まん延防止の目的は、①流行のピークをできるだけ遅らせることで、対策実施のための体制整備を図る
--	--

	ための時間を確保すること、②流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることの二点である。まん延防止対策は、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じ、具体的な対策の実施、縮小・中止を行う。 ・ 主なまん延防止対策 ・ 予防接種 ・ 医療 ・ 市民生活及び市民経済の安定の確保
3 各発生段階別対策	
未発生期(発生前の段階) ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認されていない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状態新型インフルエンザ等が発生していない状態	【目的】 ○ 発生に備えて体制の整備を行う。 ○ 関係機関との連携による国内外の発生情報の早期探知に努める。 【対策の考え方】 ○ 平素から警戒を怠らず、市行動計画を踏まえて、国や県等との連携を図り、発生時の体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ○ 発生時の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
海外発生期・県内未発生期 ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・ 国内で発生したものの県内(隣接府県含む。以下同じ。)では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態	【目的】 ○ 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 ○ 市内発生に備えて体制の整備を行う。 【対策の考え方】 ○ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる措置をとる。 ○ 国や県から提供される、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等の情報を対策の判断に役立てるほか、

	医師会等に速やかに提供する。 ○ 県内で発生した場合には早期に発見できるよう市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ○ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ○ 検疫等への協力により、市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、特定接種の実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。 ○ 不顕性感染の存在を考慮すると、海外渡航歴や症例定義を絶対視せず、臨床医等からの疑わしい症例情報にも慎重に対応する。
県内発生早期 ・ 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているか、国内において全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 ・ 地域によっては、未発生期の状態である場合がある。(地域未発生期)	【目的】 ○ 市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○ 患者に適切で迅速な医療を提供する。 ○ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 【対策の考え方】 ○ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるための対策を行う。 ・ 県内で患者が発生した場合、国の基本的対処方針や県が決定する対策項目ごとの対策レベルに基づき、適切な対策を選択・決定し、実施する。 国が緊急事態宣言を行い、県が対策レベル3の対策の実施を決定した地域に含まれた場合は、原則として対策レベル3の対策を実施する。なお、県は、県内発生があったにもかかわらず、国が緊急事態宣言の発出に時間を要する場合、「状況不明下では最悪の事態を想定して対応にあたる。」という危機管理の原則を踏まえて、国の宣言前でも対策レベル3の対策を実施する場合があるとしているが、県が対策レベル3を実施すべきとした地域に含まれる場合は、原則として対策レベル3の対策を実施する。 ・ 対策レベル3の対策には、県が個人や企業の活動に制限を求めるものが含まれるため、新型インフルエンザ等のまん延が健康被害だけでなく社会生活や経済活動にも重大な影響を及ぼすことについて市民に十分な理

	解が得られるよう啓発を行う。 ○ 県内発生早期における新型インフルエンザ等の診療体制は、通常の医療体制とは別に専用の体制が設けられるため、感染対策とともに十分に市民に情報提供を行う。 ○ 国内での患者が少なく、症状や治療に関する臨床情報が極めて少ないことが想定されるため、国・県から提供される情報等を最大限に医療機関等に提供する。また、必要に応じて有識者の意見も情報提供する。 ○ 不安により発熱や呼吸器症状を新型インフルエンザ等と疑って受診する者が多数発生する可能性があるため、こうした者を適切な医療窓口へ誘導する体制を整備するとともに、医療機関における院内感染対策の徹底を要請する。 ○ 国との協議の結果、県が発生段階を県内感染期へ移行した場合に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備を急ぐ。 ○ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。
県内感染期 ・ 県内のいずれかの地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む ・ 県内でも、地域(市町や圏域等)によって状況が異なる可能性がある。(地域未発生期・地域発生早期の状態地域感染期に至っていないなど)	【目的】 ○ 医療体制を維持する。 ○ 健康被害を最小限に抑える。 ○ 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 【対策の考え方】 ○ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、県内でも地域ごとに発生段階が異なる場合があることから、たとえ市の感染状況が低い場合でも、状況に応じた一部のまん延防止対策は実施する。 ○ 県内及び近隣府県の発生状況等を勘案し、県が判断する対策について、その動向を注視し、市が実施すべき対策について判断する。 ○ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等に照らし、市民一人ひとりが自らとるべき感染対策について理解し、自発的行動が取られるように積極的な情報提供を行う。また、新型インフルエンザ等の重症化を防ぐため、発症者が直ちに適切な受診行動をとるよう啓発する。 ○ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。

	○ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。 ○ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、ワクチン供給後に住民接種を早期かつ短期間で実施できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。 ○ 欠勤者の増大が予測されるなか、市民生活や経済への影響を最小限に抑えるために、県が実施するライフライン等の事業活動やその他の社会活動の継続要請に協力する。 ○ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。
小康期 ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・ 大流行は一旦終息している状況	【目的】 ○ 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 【対策の考え方】 ○ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ○ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ○ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ○ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民への予防接種を進める。
新型インフルエンザ等緊急事態宣言時 ・ 新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる状態	【目的・方針】 ○ 国民の生命・健康を保護し、社会混乱を招かないように特措法第4条に規定する措置を講じる。※発生段階にかかわらず宣言されることもある。

(2) 職員の感染対策や、市の業務継続に関する取組

<「中間まとめ」の内容>

【対応に要する資源・組織体制の確保】【感染の早期発見と接触の回避・低減】【個人防護具の着用等】【換気・空気清浄】【手洗い・手指消毒】

- 市職員の感染拡大を防止する観点から、通勤ラッシュの時間帯を避けるため、3月3日から全職場(勤務シフト制により実施できない職場を除く)、全職員(希望する者)を対象に時差勤務を実施し、積極的な活用を促した。

時差の範囲は、正規の勤務時間(通常9時00分～17時30分)から30分又は1時間を前後にずらした4パターンで実施し、1日の勤務時間の変更はない。この取組は、感染拡大の状況を見ながら現在も継続している。

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)及びその後に安倍首相から出された学校園等の臨時休業の要請等を踏まえ、3月2日から、新型コロナウイルス感染症の影響により、出勤することが著しく困難であると認められる場合に特別休暇が取得できるよう対応した。

- 緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4月15日から市民サービスを低下させないことを前提に、出勤する職員を3分の1以下にすることを目標として在宅勤務を実施した。この取組は、緊急事態宣言が解除されたことを受け一旦は5月31日までとしたが、その後も「ひようごスタイル」の実践として各職場の状況に応じて取組を継続している。

なお、在宅勤務実施期間中(4月15日から5月31日まで)の出勤抑制率(在宅勤務+特別休暇等)は38.29%で、目標の3分の1までは達成できていないが、各職場で可能な限り在宅勤務を実施することで、業務の精選やワークシェアなどの意識が醸成された。

- 次なる感染拡大の到来に備え、感染拡大期でも継続しなければならない業務の精査を行い、不要不急の業務を見合わせるにより、感染防止対策業務に専念する職員を捻出できる体制を備えておくことも第1波対応からの教訓である。

【対応に要する資源・組織体制の確保】【感染の早期発見と接触の回避・低減】【個人防護具の着用等】【換気・空気清浄】【手洗い・手指消毒】

- 市の施設やサービスには、市民生活に必要不可欠なものが多くあり、重症化リスクが高い方の利用も想定されます。そのため、その提供の担い手となる市職員において、感染対策を進めることは重要な取組の1つとなりました。

- 具体的な取組には、「中間まとめ」のとおり、時差勤務や在宅勤務の推進等があげられます。また、執務室等における感染対策(人と人との距離の確保、マスクの着用、換気等)の実施や、出勤前の検温等による感染の早期発見、感染が疑われる場合等の出勤の回避(在宅勤務や休暇取得による対応)に取り組み、感染拡大の防止を図りました。

職員の感染対策に係る庁内通知(総務部・人事課)	
名称(日付)	概要
新型コロナウイルス感染拡大防止 に対する本市の対応について (令和2年2月28日)	・ 体温計測の実施について 職員は各自出勤前に体温を計測し、37.5℃以上の発熱などの症状が認められる場合には出勤しないことを徹底する等 ・ 窓口職場におけるマスクの着用の徹底、職場の換気、手洗い・咳エチケットの徹底について ・ 出勤困難者の対応について 学校園の休校に伴い職員が出勤困難となる場合、当面は年次休暇の取得により対応
新型コロナウイルス感染拡大防止 に係る時差勤務の実施について (令和2年3月2日)	令和2年2月25日付で厚生労働大臣から示された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえ、通勤ラッシュの時間帯を避け、感染拡大を防止する観点から時差勤務を実施する。 ・ 実施期間 令和2年3月3日から同月31日まで ・ 対象職場 全職場(勤務シフト制により実施できない職場は除く) ・ 対象職員 全職員のうち時差勤務を希望する者(再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員を含む) ・ 時差勤務の勤務時間 【時差勤務①】午前8時から午後4時30分まで 【時差勤務②】午前8時30分から午後5時まで 【時差勤務③】午前9時30分から午後6時まで 【時差勤務④】午前10時から午後6時30分まで (休憩時間はいずれも正午から午後0時45分まで)
新型コロナウイルス感染症に係る 休暇等の取扱いについて (令和2年3月9日)	・ 下に該当する場合、特別休暇の対象とする <対象とする場合> (1) 職員又は同居する親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合 (2) 職員又は同居する親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合 (3) 職員が濃厚接触者として公的機関等から外出自粛要請等があった場合 (4) 勤務する職場の職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、濃厚接触が疑われると市が判断した場合

	(5) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校や保育所等の臨時休業(新型コロナウイルス感染症対策によるものに限る。)その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (6) 通所施設等の臨時休業による親・配偶者等の介護のために出勤できない場合 ・ 上記特別休暇に該当しない場合の休暇の取り扱いについて 年次休暇又は現行のその他の休暇制度での対応とし、感染が確認された場合、遡って特別休暇扱いとする ・ 新型コロナウイルス感染症対応に伴う特別休暇の申請方法、適用開始日
新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組の徹底について (令和2年3月17日)	・ 体温計測の徹底 ・ 体調不良時の早期対応 職場での感染拡大を防ぐため、早めに年次休暇で休むなどの対応をすること ・ 時差勤務制度の利用について 感染拡大を防止するための社会的取組の一環である時差勤務制度を積極的に利用すること ・ 感染状況等の報告について 職員に体調不良者等が発生した場合や、職員・その家族が新型コロナウイルスに感染した場合は速やかに人事課に報告すること ・ 窓口職場におけるマスクの着用、職場の換気、執務室内の清掃・消毒について
新型コロナウイルス感染拡大防止について (令和2年4月8日)	・ 特別休暇の取り扱いについて(再掲) ・ 年次休暇の取得促進について 出勤者数抑制の観点から、年次休暇の積極的な取得に努めること ・ 時差勤務制度の利用について(再掲) ・ 昼休憩時における食堂等の混雑緩和について 昼休憩時における庁舎内の食堂等の混雑緩和のため、所属長の許可を得た上で、休憩時間を変更することを認める
新型コロナウイルス感染症に係る休暇等の取扱いについて (令和2年4月14日)	特別休暇の対象の追加(下記)等 ・ 保育所、幼稚園や放課後児童クラブの利用自粛要請により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
連休中の留意点について (令和2年5月1日)	・ 外出の自粛について ・ 健康管理の徹底について ・ 新型コロナウイルス罹患等の場合の連絡について
新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を受け、	新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言解除を受け、職員の勤務等の取扱いを変更 ・ 在宅勤務

職員の勤務等の取扱いについて (令和2年5月26日)	令和2年5月31日をもって終了する ・ 年次休暇の取得促進について 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、年次休暇等の活用に努めること ・ 時差勤務、特別休暇等、昼休憩時における食堂等の混雑緩和のための休憩時間の変更(の取扱い)について 当分の間継続する
新型コロナウイルス感染症に係る 休暇等の取扱いについて (令和2年8月31日)	令和2年3月9日の通知内容を再度通知
新型コロナウイルス感染症に係る 特別休暇及び諸休暇等の取扱い の見直し及び在宅勤務について (令和2年11月25日)	新型コロナウイルス感染症の発生数が再び全国的に大幅に増加しており、また、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていることを踏まえ、在宅勤務の再開等を行う ・ 特別休暇の対象について ・ 特別休暇に該当しない場合の休暇の取り扱いについて ・ 在宅勤務の再開について ・ 長期勤続者の自主研修(リフレッシュ休暇)および結婚休暇の取得期間の延長について ・ 年次休暇の取得促進、時差勤務制度の利用、昼休憩時における食堂等の混雑緩和、感染状況等の報告について
緊急事態宣言下における 業務運営体制等について (令和3年1月13日)	・ 対象とする期間 令和3年1月14日から同年2月7日まで ・ 出勤抑制 「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務を積極的に活用すること。不要不急の出張は控え、イベントの中止・延期を検討し、会議についてもリモートでの実施を検討するなど、業務の優先順位をつけて可能な限りの出勤抑制を行うこと。 ・ ノー残業デーの徹底と、緊急対応を除いた午後7時以降の時間外勤務の禁止 県の措置として不要不急の外出自粛、特に午後8時以降の徹底した不要不急の外出自粛が要請されており、ノー残業デーの徹底及び午後7時以降の時間外勤務を原則禁止する ・ 時差勤務や、休憩時間の変更の更なる活用 ・ 体調不良時の報告の徹底
緊急事態宣言下における 業務運営体制等について (令和3年4月25日)	3度目の緊急事態宣言を受け、市職員としての自覚を持った行動、下記の取組の徹底、公私にわたるさらなる感染再拡大防止に努めることを通知 ・ 対象とする期間

	令和3年4月25日から同年5月11日まで ・ 出勤抑制 ・ ノー残業デーの徹底と、緊急対応を除いた午後7時以降の時間外勤務の禁止 ・ 時差勤務や、休憩時間の変更の更なる活用 ・ 体調不良時の報告の徹底
緊急事態宣言下における業務運営体制等について (令和3年6月1日)	緊急事態宣言の延長に伴い、令和3年4月25日付けの通知の取扱いを延長(令和3年6月20日まで)
緊急事態宣言下における業務運営体制等について (令和3年8月20日)	4度目の緊急事態宣言を受け、市職員としての自覚を持った行動、下記の取組の徹底、公私にわたるさらなる感染再拡大防止に努めることを通知 ・ 対象とする期間 令和3年8月20日から同年9月12日まで ・ 出勤抑制 ・ ノー残業デーの徹底と、緊急対応を除いた午後7時以降の時間外勤務の禁止 ・ 時差勤務や、休憩時間の変更の更なる活用 ・ 体調不良時の報告の徹底
新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇の取扱いの一部見直しについて (令和4年2月2日)	オミクロン株の流行に伴い、新型コロナウイルス感染症の発生数が増加し、医療現場がひっ迫していることから、特別休暇の取扱いの一部見直しを実施 ・ 職員が濃厚接触者となる場合の判断において、「接触状況により判断される場合」を追加する等
濃厚接触者の待機期間の取り扱い変更に伴う特別休暇の対応について (令和4年7月25日)	濃厚接触者の待機期間の取扱いの変更に伴い、令和4年7月25日以降に自宅待機を開始した職員については、待機期間を従前の7日間から5日間に変更 (2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査を実施し、陰性を確認した場合には3日目から解除が可能であるが、現時点では5日間の自宅待機を基本とする)
新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇の取扱いの一部見直しについて (令和4年9月1日)(令和4年9月9日)	自主療養制度の運用が開始されるとともに、医療機関・芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)からの検査証明書等の取得に対しての配慮が求められていることを踏まえて、特別休暇の取扱いを一部見直す ・ 自主療養制度の療養証明書や、検査キットの検査結果が分かる画像(陰性時のみ)を、休暇取得に係る提出書類として新たに認める

新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇等の見直しについて (令和5年5月2日)	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更される令和5年5月8日以降は、従来適用していた新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇等をすべて廃止する
新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応等について (令和5年5月8日以降の対応について) (令和5年5月2日)	・出勤を控えることを推奨する期間について 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、発症日(無症状であるが感染が確認された場合には検体採取日)を0日目として5日間は、休暇(年次休暇、療養休暇等)、在宅勤務により出勤を控えること(この5日間にやむを得ず外出する場合でも、症状が無いことを確認しマスク着用等を徹底する)。 さらに、5日目に症状が続いた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは出勤を控えて様子を見ること。 ・周りの方への配慮について 新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮する等 ・濃厚接触者の取扱いについて 濃厚接触者として感染症法に基づく外出自粛は求められないことから、職場内においても濃厚接触者の特定は行なわない。 ・家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について 職員の家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、まず、可能であれば部屋を分け、感染した家族等の世話はできるだけ限られた者で行うことに注意する。 その上で、出勤する場合は、発症日を0日として7日間は職員自身の体調に注意する等

- 職員の感染対策に加えて、感染拡大期でも継続しなければならない業務の精査にも取り組みました。

具体的には、市職員が患者・濃厚接触者となり出勤ができない場合に備えて、市の各部署において、一定期間の業務停止の可否や、代替手法によるサービスの提供等について整理を行いました。

整理を行った項目(事務事業毎に整理)	
停止可能期間	停止できない業務／3日間程度停止可能／2週間程度停止可能
代替業務及び停止の手続き等	事務事業毎に、代替業務及び停止の手続等を整理

また、検査結果が陰性であることを条件に、濃厚接触者の待機期間の短縮を可能とする考え方が整理されたことに伴い、職員の待機期間の短縮を目的とした抗原検査キットの備蓄を行うことで、市の業務継続性の向上を図りました。

2 今後の新たな感染症の流行への備え

(1) 対策本部の設置・運用等

【対応に要する資源・組織体制の確保】【対応に関する方針等の作成・運用】

- 新型コロナウイルス感染症への対応において、患者の把握から病院への搬送までの手順を早期に共有することの重要性が認識されたことから、今後の新たな感染症の流行においても、こうした取組を早期に実施するものとします。
- 新型コロナウイルス感染症への対応において、過去の新型インフルエンザへの対応の記録が有用であったことを踏まえ、そうした記録や新型コロナウイルス感染症の対応の記録等について、その継承を図るものとします。
- 令和5年9月4日に国の「新型インフルエンザ等対策推進会議」が開催され、新型インフルエンザ等政府行動計画の改定に関して議論を進める予定とされています。また、本市の「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」についても、国・県の行動計画の改訂とともに改めるものとしています。

改訂の際には、新型コロナウイルス感染症への対応の振り返りから、対策本部と平時の組織体制の長期的な併存を前提としつつ、次のような内容について検討を行うことが考えられます。

- ・ 感染症対策に関する事業と平時の事業の双方に取り組む必要性が生じ、各部署における業務量が増加するなかで、庁内の情報交換・共有を容易かつ円滑に実施するための仕組みの整備
- ・ 複数の部・室・課が関わる取組を円滑に実施するための、機動的な組織編制・運用やその推進に関する取組
- ・ 感染症への対応の整理・検討や、市民の方への分かりやすい情報発信等におい

て医療・保健衛生等に関する専門的な知見が果たす役割を踏まえ、職員の専門性の活用の推進を図る取組

(2) 職員の感染対策や、市の業務継続に関する取組

【感染の早期発見と接触の回避・低減】【个人防护具の着用等】【換気・空気清浄】【手洗い・手指消毒】【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 時差勤務や在宅勤務の取組は令和5年5月8日以降も継続しており、今後も業務の状況等を踏まえて実施するとともに、感染症流行時にはその推進による感染対策を検討するものとします。
- 特別休暇の実施については、今後新たな感染症が流行した場合、その流行の状況等に応じて対応を検討するものとします。
- 感染症流行時における市の職員の感染対策や健康管理については、新型コロナウイルス感染症への対応の継承に取り組み、今後新たな感染症が流行した場合の円滑な実施を図るものとします。
- 市の事業継続に関しては、令和5年3月に市の危機管理指針を改定し、危機発生時における業務(事務事業)の実施優先度を整理しました。今後、こうした取組を継続的に実施するとともに、DXの推進を踏まえて、具体的な手法の見直し・検討を重ねること等により、事業継続に関する取組を推進するものとします。

第2節 市立芦屋病院における取組及び芦屋市医師会等との連携

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う医療・検査体制の確保については、本市が保健所設置自治体でないことから、県が主体となって対応が進められました。

一方で、市としても、市立芦屋病院における対応や芦屋市医師会等との連携等により、市民の命と健康を守るための取組を進めました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

<「中間まとめ」の内容>

【対応に要する資源・組織体制の確保】【感染時の医療提供等】

■ 市立芦屋病院における主な取組

令和2年1月16日	(国から、国内で1例目となる患者の発生が発表される) 院内に「患者さんへのお願い」のポスターを掲示(日本語・中国語)
令和2年1月17日	市立芦屋病院における「新型コロナウイルス」感染症に対する対応フロー(以下、「市立芦屋病院における対応フロー」という。)を作成・改定
令和2年1月24日	市立芦屋病院における対応フローを改定
令和2年1月27日	市立芦屋病院における対応フローを改定
令和2年1月31日	院内に掲示する「患者さんへのお願い」のポスターの内容の更新(日本語・中国語)
令和2年2月5日	市立芦屋病院における対応フローを改定
令和2年2月12日	市立芦屋病院における対応フローを改定
令和2年2月17日	陰圧テントの設置等、患者発生時に備えた受け入れ体制の確認を実施
令和2年2月18日	院内におけるイベントを当分の間中止することを決定
令和2年2月19日	面会制限を実施

■ 芦屋市医師会等との連携

- ・ 感染症対策は、都道府県や政令指定都市、中核市などの保健所設置市が実施主体となっているため、本市においては、兵庫県の方針を基に取組を進めなければならなかったが、実際には、この時点では、兵庫県芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)(以下「芦屋健康福祉事務所」という。)との具体的な情報の共有までには至らなかった。

しかし、休日応急診療所において新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が受診した場合に、どのような手順で患者を搬送したら良いのか等々のルール化が必要であるとの認識から、1月23日には、企画部、こども・健康部、都市建設部、消防本部、芦屋病院事務局等の庁内関係課が参集した第1回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議を開催し、患者の把握から病院搬送までの手順の確認を行った。後に、このルールが実際に生かされる例が発生し、患者搬送のルールを早期に共有化することの重要性を改めて認識することとなった。

(第3章第2節 市立芦屋病院における取組及び芦屋市医師会等との連携)

- 本市と医療機関とのつながりという点においては、このたびの感染症対策に限らず、日常から芦屋市三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)との連携を図りながら、市民の健康の保持・増進に取り組んでいる。特に芦屋市医師会は、休日応急診療所の指定管理者の立場から、令和2年1月半ばから「もし海外渡航歴のある発熱患者が来院したら」を想定し、消防本部や市立芦屋病院、芦屋健康福祉事務所等の関係機関と連携を図りながら、感染拡大防止に取り組んでいた。中でも、患者の搬送のルールについては、休日応急診療所の当番医へのきめ細やかな情報提供を実施し、各医療機関に発信した情報は、必ず市にも提供する仕組みの構築にも尽力いただいた。

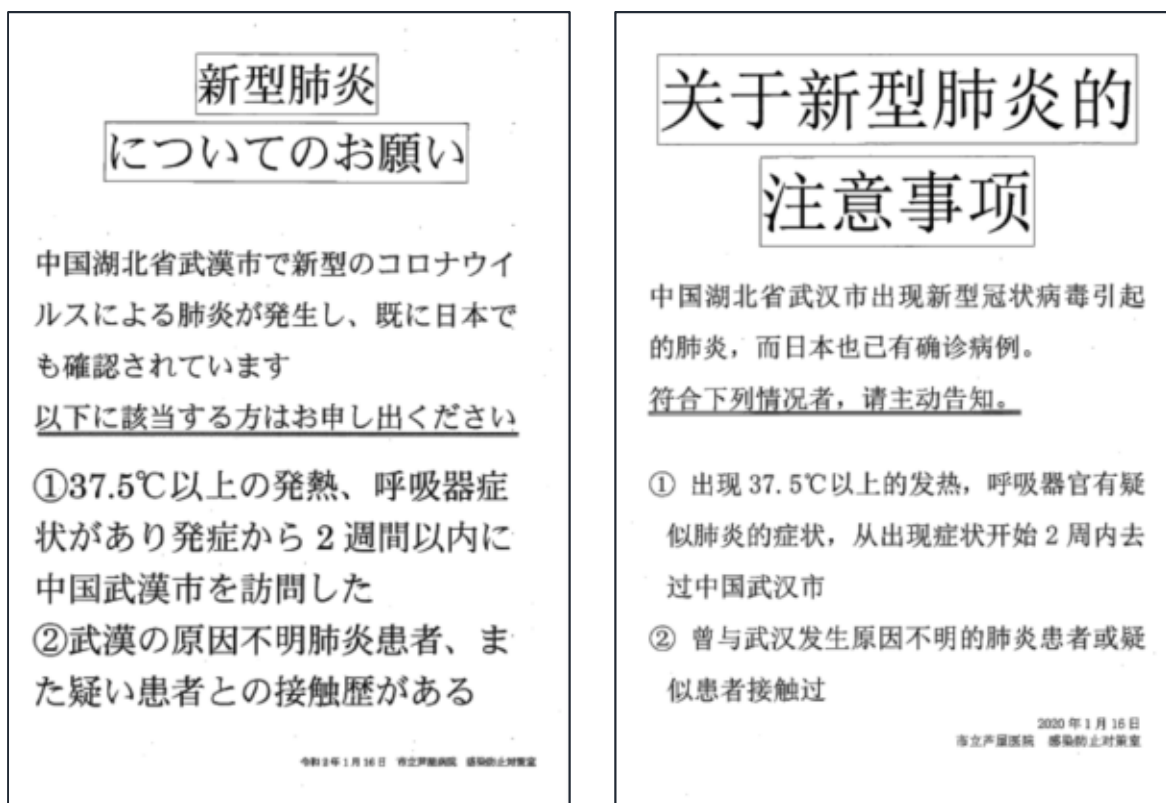
実際には、芦屋健康福祉事務所内に「帰国者・接触者相談センター」が設置されたこともあり、休日応急診療所に疑いのある患者からの相談の増加や受診後に緊急された事例などはなかったが、それらは早期から、市と医師会、芦屋健康福祉事務所とのルール作りに取り組んでいたことによるものと考えられる。
- 市の支援策としては、令和2年6月1日からPCR検査を実施する医療機関に医師会の医師が出務し、感染症が疑われる患者の診察と検体採取が行えるよう検査体制を強化するとともに、医療機関の従事者が媒介しない、感染しないという観点から、患者が増加傾向にあった3月から5月の間、4回に分けて三師会へのサージカルマスクの提供を行った。

令和2年3月6日	芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会にマスクを配布
令和2年3月18日	芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会にマスクを配布
令和2年3月23日	芦屋市薬剤師会にマスクを配布
令和2年4月7日	芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会にマスクを配布
令和2年4月8日	芦屋市薬剤師会にマスクを配布
令和2年5月19日	芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会、芦屋市薬剤師会にマスクを配布

- 本市は保健所設置市ではないため、患者や家族、濃厚接触者と直接関わることはないが、芦屋健康福祉事務所と医療機関等が情報共有しながら適切な支援に結び付けていく必要がある。

指定感染症として位置づけられない時期は、医師会と市が連携しながら救急搬送のルールを予め決めていたように、顔の見える関係が築きやすい本市の強みを生かして、今後も協力しながら、感染拡大防止に取り組んでいかなければならない。特に第1波では、高齢者が患者の多くを占めていたが、最近では20歳代、30歳代の若年層の患者も徐々に増えている兆候も見え始めている。

若年層の患者についてはその患者の治療だけでなく、その世代が抱えている子育てや介護の支援が必要になるため、患者・家族の世帯が安心して治療に専念できるよう、今後もより一層、医療・保健・福祉の各関係機関が綿密に情報を共有し、連携強化を図りながら感染拡大防止に努めていかなければならない。



* 「患者さんへのお願い」のポスター(令和2年1月16日)



* 陰圧テント等の設置の様子

(1) 市立芦屋病院における取組

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、報道で医療崩壊が叫ばれる中、市立芦屋病院では「芦屋の医療を崩壊させてはいけない」、「患者や芦屋市民の不安を払拭することが市民病院の役割である」という言葉を胸に、全ての職員が患者対応に向き合いました。

市立芦屋病院においては、新型コロナウイルス感染症の流行前から、全職員年2回の感染対策研修会の受講を必修としており、職員の感染対策の技量を高める取組を推進してきました。

新型コロナウイルス感染症の流行においては、その技量を活かした対応を行い、令和4年度には新たな変異株であるオミクロン株の非常に高い感染力に直面しながらも、院内の様々な感染対策を徹底することで、院内クラスターの発生を流行当初から令和5年5月8日までの間

においても0件に抑えることができました。その一方で、多数の個人防護具を装備した状態での勤務等、職員において過酷な勤務状況も生じました。



* 個人防護具の着用の状況

【感染時の医療提供等】

- 市立芦屋病院では、新型コロナウイルス感染症の流行が本格化する前から、パンデミックのような状況が発生した場合に備えて、陰圧 TENT を活用した訓練や課題の整理を行い、それを実行できる体制を整えていました。
- そして、流行早期の段階から、市内で唯一新型コロナウイルス感染者が入院できる医療機関として、陰圧病室での受け入れを開始しました。受け入れに当たっては、陰圧病室を専用病床として運用し、陰圧病室付近の病室を閉鎖するなどのゾーニングを行うとともに、対応する医師や看護師も可能な限り限定するなど、感染対策に努めながら診察を行いました。



* ゾーニングの様子(1)



* ゾーニングの様子(2)



* 簡易陰圧室(病棟内)



* 消毒室の様子

(第3章第2節 市立芦屋病院における取組及び芦屋市医師会等との連携)

- 流行第3波では、阪神間でもいくつかの自治体で医療機関の受け入れができなくなり、他の自治体の救急車を受け入れる状況が発生するほど、医療のひっ迫が発生しました。そのようななか、令和3年2月から、さらなる感染拡大の傾向を踏まえて、簡易陰圧装置及びエリアゾーニング装置を設置した上で1病棟を専用病棟に転換し、受入病床を2床から5床に拡充しました。
- 令和3年4月からは、兵庫県から「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」の指定を受け、受入病床を8床に拡充しました。8月には受入病床を10床まで拡充しましたが、流行期には満床が続く状態が発生しました。
- 令和3年9月からは、宿泊療養施設や自宅で療養される感染者の重症化を防ぐため、芦屋健康福祉事務所と連携して抗体カクテル療法を実施しました。
- 流行第7波においては、令和4年7月中旬ごろより新型コロナウイルス感染症の入院患者数が急増するとともに、併せて発熱等による受診希望の問い合わせも急増し、8月中旬には代表電話がつながりにくい状態となりました。感染者の増加に比例し、感染した患者が入院時の検査をすり抜けて入院してきたケースが頻発し、そのたびごとに入院を一時止めて、関係者全員を検査し、感染がないことを確認した後に入院を再開するということを繰り返しました。また、感染していなくても家族が感染し濃厚接触者になってしまうことで職員のシフトも困難になりました。
- こうした第7波の状況を受けて、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されていた流行第8波への対策として、発熱等による受診希望の受付・検査・検査後の業務について改めて運用方法を整理し、それまでの接触者外来に加えて発熱外来を開設する等、患者数の増加への対応を図りました。

	疑い患者の 受診数(人)	PCR検査 件数(件)	陽性患者数 (人)	入院延べ患者数 (人日)※陽性者
令和2年度	1,451	1,396	96	560
令和3年度	1,032	1,029	276	2,183
令和4年度	1,099	1,098	728	1,776

- 市立芦屋病院に勤務する職員以外の市職員や、他病院の医療従事者へ感染対策研修を実施するなど、院内にとどまらない感染防止活動を行いました。あわせて、早期の段階から芦屋健康福祉事務所や芦屋市医師会等の関係機関と連携を図りながら、検査体制や感染防止対策の構築に取り組みしました。

【通常医療の提供等】

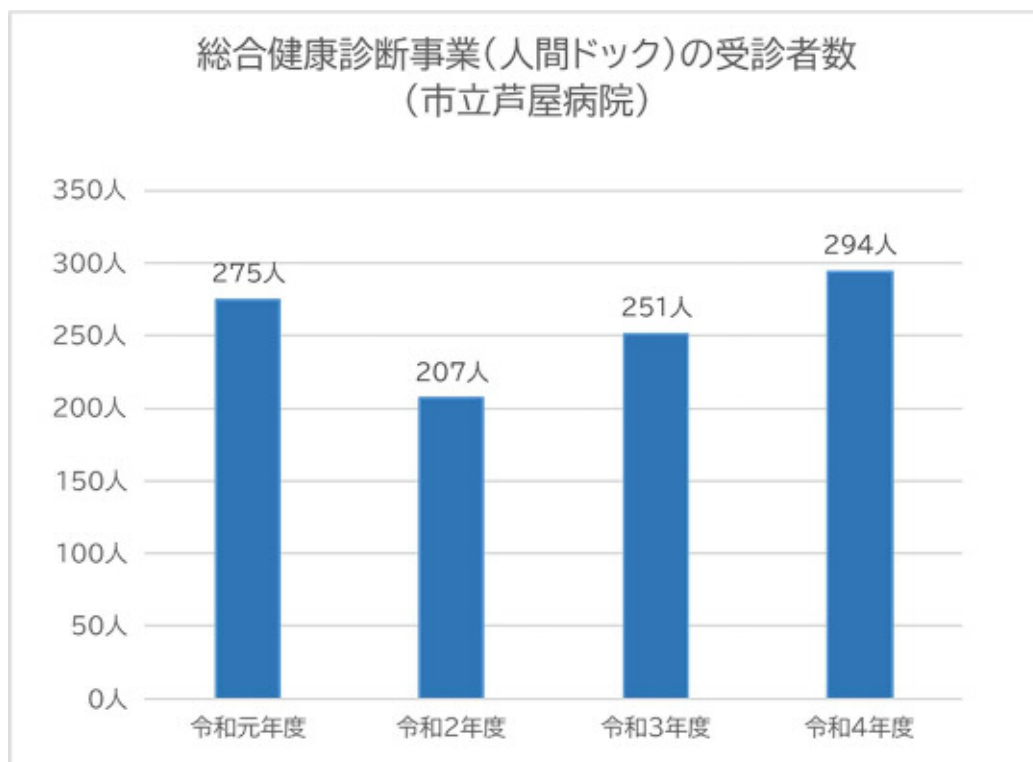
- 地域で求められる医療を安定的に提供するため、院内感染対策を講じながら24時間365日の救急受け入れ態勢を確保するとともに、電話再診の実施など、通常通りの入院・外来診療機能の継続に努めました。
- 人間ドック等の検診事業については一時的に休止をしましたが、令和2年5月末の緊急

事態宣言の解除後には再開しました。

感染症の流行に伴う人間ドック・検診の受診控えの傾向を踏まえて、人間ドック全体の運用の見直し(動線を可能な限り分けるといった取組等)を行い、安心して受診をいただける環境を構築しました。また、「広報あしや」令和4年3月号に「コロナ禍における『がん』～忘れないで！がん早期発見の重要性～」を、市立芦屋病院だより「HOPE plus」の令和4年10月号に「コロナ禍でも受けよう！がん検診・健診」の記事を掲載するなど、受診や早期発見を促すための取組を行いました。



＊ 市立芦屋病院だより「HOPE plus」の令和4年10月号より抜粋



□ 令和4年度には、感染対策として中止していた公開講座、グリーンケアを考える会を再開

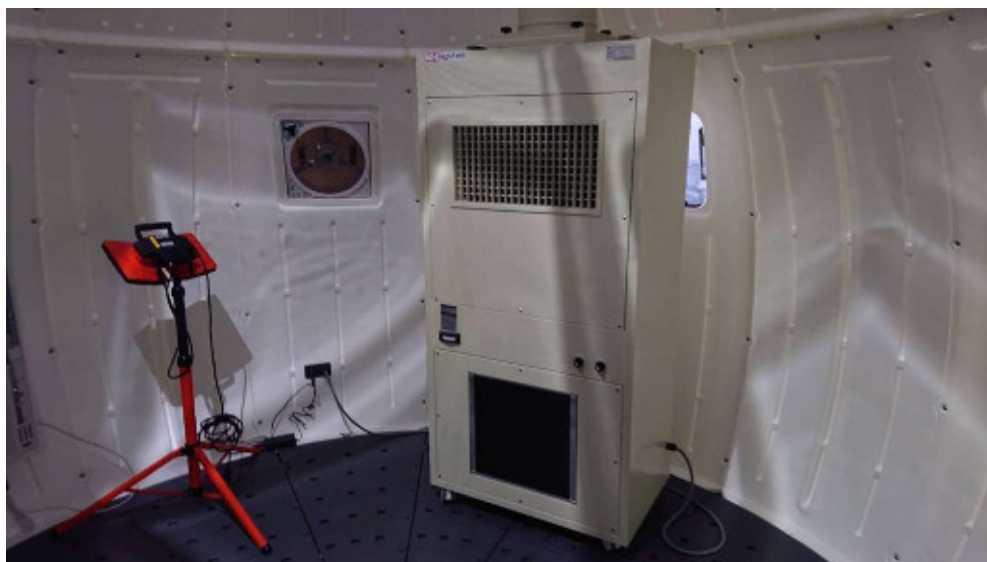
しました。

【事業内容等の変更】【感染の早期発見と接触の回避・低減】

- 流行初期から、院内感染防止のため、職員や委託事業者への出勤前の体温測定、マスク・フェイスシールドの着用の徹底、入院患者への外出・外泊の制限、外来患者への来院時の体温測定・問診のほか、新型コロナウイルス感染症を疑う症例には増設した屋外型診察テントでの診察・検査等のトリアージなどの対策を講じました。



* 屋外診察用ドーム



* 屋外診察用ドームの内部

- 院内での即応診断体制を構築するため、令和2年8月にPCR検査装置を導入し、入院、手術、内視鏡検査前の全患者に対してPCR検査を実施、院内での感染とクラスター発生リスクの徹底排除に努めました。
- 令和3年度には、面会制限や各種教室及びイベントの中止が長期化していたため、入院・外来患者に対する患者サービスの向上を目的に、ひょうご地方創生交付金及び基金を

活用し、病院及び外来にWi-Fiを整備しました。

- 令和4年度からは入院前調査を強化し、ワクチン接種状況や直近2週間の行動等を確認するとともに、入院後に症状のある方には追加でPCR検査を実施し、個別隔離にする等感染の早期発見に努めました。

【個人防護具の着用等】

- 新型コロナウイルス感染症患者や感染の疑いがある方の対応には、N95マスク、フェイスシールド、ガウン等の個人防護具により防護を行いました。

【対応に要する資源・組織体制の確保】

- 市立芦屋病院では、新型コロナウイルス感染症の流行が本格化する前から、マスクやアルコール等の消毒液についても通常量の備蓄を確保していたことに加え、物流を一元化していたことで、物流業者とも調整を行い、使用して減った部分についてはおおむね補充ができる状況を構築していました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、医療用マスクや防護具、手袋、アルコール製剤等が品薄となりましたが、市立芦屋病院では上記のような備えを行っていたことで、診療上支障なく、物資の安定供給を図ることができました。また、医療従事者への支援が広がるなか、マスクなどの多数のご寄付もいただきました。

【感染対策等による影響への対応(心理的影響・その他)】

- 職員への社会的影響・心理的負担を軽減することを目的に、市立芦屋病院の医師および臨床心理士によるメンタルサポート窓口(相談対応)を設置しました。

(2) 芦屋市医師会等との連携

【対応に要する資源・組織体制の確保】【感染時の医療提供等】

- 平時からの市と芦屋市医師会等との連携体制のなかで、感染症が確認された早い段階から、患者が発生した際の搬送のルール等の情報共有を図りました。
- 患者が増加傾向にあった令和2年3月から5月の期間に、市から芦屋市三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)へのサージカルマスクの提供を行うとともに、令和2年6月1日から、PCR検査を実施する医療機関に医師会の医師が出務し、感染症が疑われる患者の診察と検体採取が行えるよう、検査体制強化への支援を行いました。

市立芦屋病院におけるワクチン接種の取組については、第6節に整理をしています。

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【対応に要する資源・組織体制の確保】【対応に関する方針等の作成・運用】【感染時の医療提供等】

- 市立芦屋病院では、地域の感染症対策を担う基幹的な医療機関としての役割を担い、芦屋市医師会、芦屋健康福祉事務所、市内26施設と連携し、新型コロナウイルス感染症の対策や今後新たに発生する可能性がある新興感染症の対応について、検討や情報共有を実施しています。
- 「市立芦屋病院 経営強化プラン(令和4年度～令和9年度) 第2版」(令和5年7月)におい

ても、「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」を取組事項の1つとし、次の内容を整理しています。

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応

今後も芦屋市、芦屋健康福祉事務所、芦屋市医師会等の関係医療機関と連携を図りながら、外来診療、陽性患者の入院診療、リスクの高い患者へのワクチン接種などに積極的に取り組み、公立病院としての役割を果たす。

- ・ 地域単位での感染症対策の強化

新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、感染症対策及び医療提供体制確保の重要性が再認識されたことから、「地域単位での感染症対策の強化、推進」が求められている。

当院は地域の感染症対策を担う基幹的な医療機関として、芦屋健康福祉事務所、芦屋市医師会、近隣の病院、診療所と互いに連携を図るとともに、合同カンファレンス(新興感染症等の発生を想定した訓練を含む)の定期開催や連携病院への院内感染対策に関する助言を行うなど、地域の感染症対策の強化、推進に取り組む。

- ・ 感染症流行下における継続した医療の提供

新型コロナウイルス感染症及び今後も起こり得る新興感染症に対応するため、院内感染対策チーム(ICT:医療施設内で、建物内の感染症に関する予防、教育、医薬品などの管理を担当する専門チーム)、感染管理認定看護師の更なる育成に努めるとともに、ICD(インфекションコントロールドクター)の増員を図る。

また、感染症流行下において、迅速に感染症患者を受け入れることができるよう、非常時を想定した病床の整備、感染防護具等の備蓄を進めるとともに、そうした状況下においても、継続した医療の提供ができるよう取り組む。

なお、第8次医療計画(令和6年度～令和11年度)から追加される「新興感染症等の感染拡大時における医療」への対応についても、今後の動向を注視しながら、体制整備に向けて検討を行っていく。



第3節 消防・救急に関する取組

新型コロナウイルス感染症が流行するなか、その患者を含めた救急搬送や、消防・救急の機能を維持することは、市民の命や健康を守る上で重要な取組となりました。そこで、感染対策や救急搬送体制の確保、救急車の適時・適切な利用の推進等に関する取組を行いました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

<「中間まとめ」の内容>

【対応に要する資源・組織体制の確保】【感染時の医療提供等】

- 【再掲】本市においては、令和2年1月16日の国内初の患者発生を受け、同日に市立芦屋病院において、中国語併記のポスターを掲示するとともに1月20日に市ホームページで市民への注意喚起を行ったことが新型コロナウイルス感染症対策の取組のスタートであった。感染症対策は、都道府県や政令指定都市、中核市などの保健所設置市が実施主体となっているため、本市においては、兵庫県の方針を基に取組を進めなければならなかったが、実際には、この時点では、芦屋健康福祉事務所との具体的な情報の共有までには至らなかった。

しかし、休日応急診療所において新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者が受診した場合に、どのような手順で患者を搬送したら良いのか等々のルール化が必要であるとの認識から、1月23日には、企画部、こども・健康部、都市建設部、消防本部、芦屋病院事務局等の庁内関係課が参集した第1回新型コロナウイルス庁内関係課調整会議を開催し、患者の把握から病院搬送までの手順の確認を行った。後に、このルールが実際に生かされる例が発生し、患者搬送のルールを早期に共有化することの重要性を改めて認識することとなった。

- 【再掲】本市と医療機関とのつながりという点においては、このたびの感染症対策に限らず、日常から芦屋市三師会(医師会、歯科医師会、薬剤師会)(以下「三師会」という。)との連携を図りながら、市民の健康の保持・増進に取り組んでいる。

特に芦屋市医師会(以下「医師会」という。)は、休日応急診療所の指定管理者の立場から、1年半ばかり、「もし海外渡航歴のある熱発患者が来院したら」を想定し、消防本部や市立芦屋病院、芦屋健康福祉事務所等の関係機関と連携を図りながら、感染拡大防止に取り組んでいた。

中でも、患者の搬送のルールについては、休日応急診療所の当番医へのきめ細かな情報提供を実施し、各医療機関に発信した情報は、必ず市にも提供する仕組みの構築にも尽力いただいた。

実際には、芦屋健康福祉事務所内に「帰国者・接触者相談センター」が設置されたこともあり、休日応急診療所に疑いのある患者からの相談の増加や受診後に救急搬送された事例などはなかったが、それらは早期から、市と医師会、芦屋健康福祉事務所とのルール作りに取り組んでいたことによるものと考ええる。

本市では「中間まとめ」の記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の患者の搬送について、早期に手順の確認等を実施しました。

その後、令和2年2月1日に「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」(令和2年政令第11号)が施行され、感染症法が準用されたことにより、都道府県知事が入院を勧告した患者(疑似症を含む。)又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事(保健所設置市の場合は市長又は区長)が行う業務とされました^(参考:★63)。

一方では、搬送した疾病者における感染が判明する場合は考えられたほか、市が移送に協力することも求められ、令和2年2月4日付けの総務省消防庁からの通知^(★63)において、次の内容が示されました。

【通知の概要^(参考:★63)】

- 1) 全ての疾病者に対して、国の手引きに基づく標準感染予防策を徹底すること
- 2) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は感染が疑われる患者であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと
- 3) 救急要請時に新型コロナウイルス感染症の患者又は感染が疑われる患者と確認できなかった場合でも、現場到着時に上記に該当する患者又は疾病者と確認した場合には、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと
- 4) 疾病者を搬送後、当該疾病者が新型コロナウイルス感染症の患者と判明した場合には、保健所等から助言を得ながら、対応にあたった救急隊員の健康管理及び救急車の消毒等を徹底すること。

その後、感染拡大が続くなか、令和2年5月27日に消防庁から通知^(★64)が出され、保健所等の対応能力の観点で踏まえた取扱いの例が示されました。

【例示の概要^(参考:★64)】

- ・ 保健所等と消防機関による移送に係る協定のなかで、保健所等はその責任において移送車両に医師を同乗させること等により、患者及び移送に当たる職員を医学的管理下に置いた上で移送を行うこと等を可能な限り明らかにすることを求めているが、医師の同乗等が行えないことが想定される地域においては、あらかじめ連絡体制を確保のうえ、医師の同乗等を行わない対応も考えられる。
- ・ 救急要請時又は現場到着時における保健所等への対応の引継ぎについて、保健所等の職員が現着し対応を引き継ぐことができないことが想定される地域においては、移送対象者の緊急性に応じて、保健所等への連絡も併行しながら移送を行う対応も考えられる。

また、流行第7波と第8波の間の時期にあたる令和4年11月21日には、消防庁からの事務連絡^(★65)において、救急車の適時・適切な利用を推進するための取組が示されました。

本市においても、こうした通知等を踏まえて、救急搬送や、消防・救急の機能維持に係る取組を

実施しました。

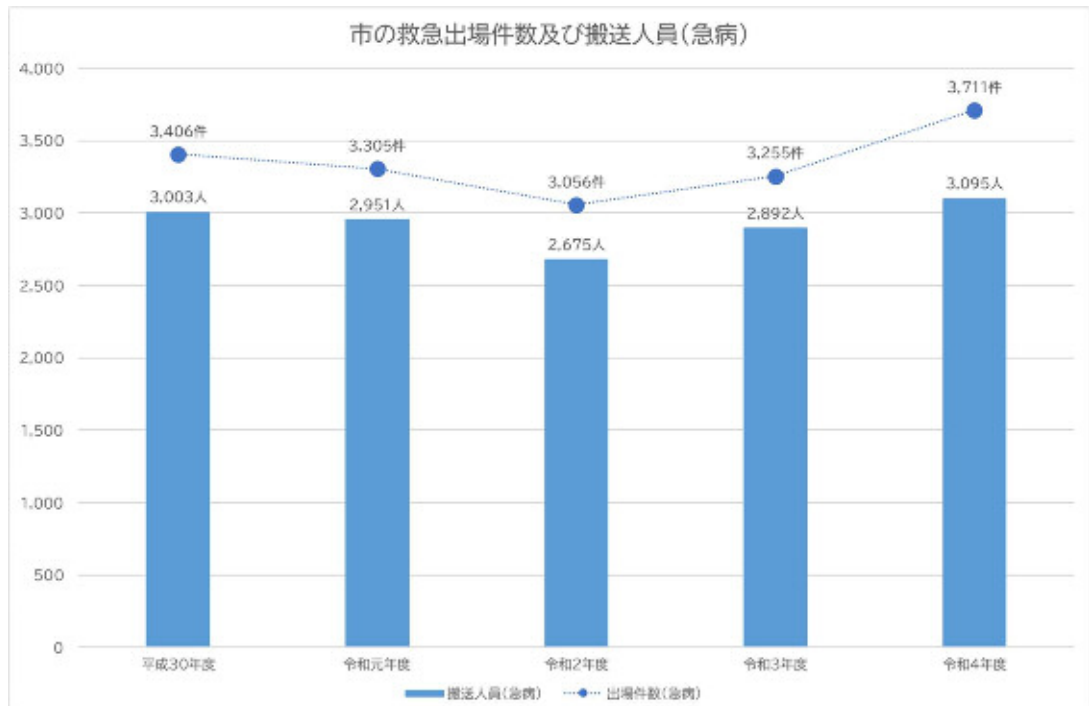
(1) 救急搬送に関する取組

【対応に関する方針等の作成・運用】【感染時の医療提供等】

- 本市では、令和2年2月4日付けの総務省消防庁からの通知を受けて、市の消防本部としての対応マニュアルを作成するとともに、同マニュアル及び「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、救急搬送や、救急隊員の感染防止等に取り組みました。
- 救急搬送においては、救急要請の受電の際に要請者の状況等を確認し、芦屋健康福祉事務所との連携のもと、状況にあわせた対応に取り組みました。

(基本的な対応の概要)

- ア 通報段階で新型コロナウイルス感染症の傷病者又は疑いがある傷病者である場合
 - (ア) 通報時に緊急性が高いと判断した場合は、ただちに救急出場するとともに、即時に通信指令室から芦屋健康福祉事務所へ連絡して対応
 - (イ) 緊急性が高くないと判断した場合は、通報者に芦屋健康福祉事務所での対応となる旨を説明のうえ、芦屋健康福祉事務所からの連絡があるまで自宅で待機するよう伝え、通信指令室から即時に芦屋健康福祉事務所へ連絡
 - イ 現場で新型コロナウイルス感染症の疑いがある傷病者であると判断された場合
 - 即時に芦屋健康福祉事務所へ連絡して対応
- 救急搬送(急病)の出場件数、搬送人員は、令和元年度から令和2年度にかけて減少し、その後令和4年度にかけて増加傾向を示しました。



出場件数や搬送人員の減少については、救急現場での対応において、市民の方に外出自粛や感染に対する警戒の影響がみられ、そうしたことが要因の1つとなった可能性が推察されます。また、インフルエンザや熱中症による搬送の減少も、要因の1つとしてあ

げられます。

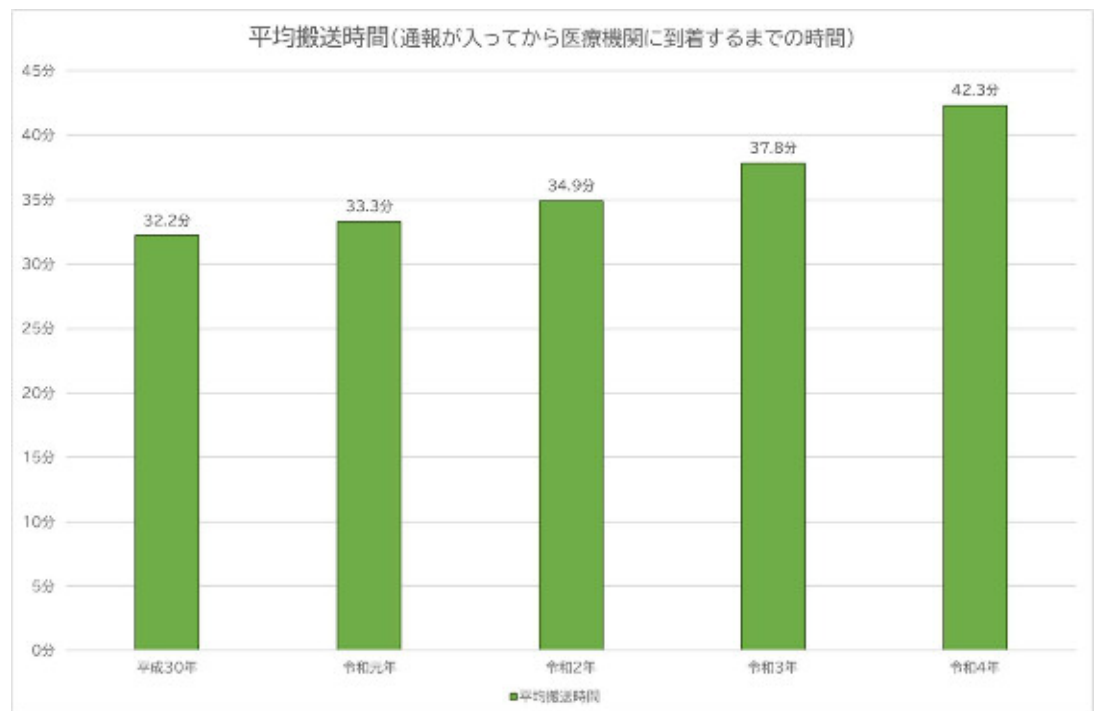
なお、新型コロナウイルス感染症の患者の搬送は、令和元年度から令和4年度までの間で461件(搬送人員は464人)であり、急病の搬送のうちの4%程度を占めるものとなりました。

- 新型コロナウイルス感染症の傷病者や、その他の傷病者の搬送において、搬送先が決定するまでに時間を要した事案が多く発生しました。

この主な原因としては、発熱や呼吸器症状がある傷病者の搬送で、かつあらかじめ搬送先が決定していない場合^(※3.3.1)において、医療機関での受け入れが難しいとされるケースが発生したことがあげられます。また、新型コロナウイルス感染症の傷病者以外でも、受入側医療機関でのベッド満床等の理由により、搬送先の決定までに時間を要する件数が増加しました。

こうしたなかで、結果的に、搬送困難事案(現場滞在時間30分以上かつ医療機関への受入れ照会回数4回以上)の発生にも至りました。

下図には各年の平均搬送時間を示しており、新規陽性者数の増加に伴い平均搬送時間も長くなっている様子が見受けられます。



※3.3.1 発熱や呼吸器症状がある傷病者の搬送では、通報時において既に搬送先が決定している場合もあり(転院搬送等)、そうした場合には、比較的円滑な搬送を行うことができました。

【個人防護具の着用等】【備品等の消毒】

- 搬送時における感染対策については、新型コロナウイルス感染症の流行前から個人防護具(PPE:Personal Protective Equipment)を着用して対応していましたが、同感染症への対応として、その一部の見直しを行いました。

- 具体的には、全出動事案でマスクを不織布マスクからN95マスクに変更し、加えて新型コロナウイルス感染症の傷病者や疑いがある傷病者の救急出動時には、頭部への感染対策用のキャップの着用、シューズカバーの着用を行うとともに、防護服の手首・足首部分を養生テープで巻くことで、袖口からの接触感染対策を図りました。
一方では、こうした装備の実施により、現場到着時間が延伸するという影響が発生しました。
- こうした救急隊の装備に加えて、救急搬送時に車両に同乗する疾病者家族等にも感染対策のためのマスクの着用にご協力を頂いたほか、車両の消毒を図るための取組の1つとしてオゾンガス発生装置を導入する等、多様な観点から救急搬送における感染対策の取組を進めました。



＊ 新型コロナウイルス感染症に
対応するためのPPE



＊ オゾンガス発生装置

(2) 消防・救急の機能維持に係る取組

【対応に要する資源・組織体制の確保】【備品等の消毒】【感染症に関する情報の発信】

- 救急搬送体制については、通常、市内に救急車を4台配備して対応していますが、搬送困難事案や遠方の病院への搬送等で、全ての救急車が出動したケースがありました。そのような場合においては、非常用救急車(車両の点検等に備えた予備の車両)を使用するとともに、救急隊員については本部残留者や非番員を招集して救急隊を編成し、増隊で対応しました。
- また、救急搬送体制のひっ迫の回避を図るため、救急車の適時・適切な利用を推進するための取組として、救急講習会や市ホームページ等で救急車の適正利用を周知するとともに、新型コロナウイルス感染症に係る問い合わせ先の周知を行いました。
- こうした取組に加えて、消防・救急の業務にあたる職員の感染リスクの分散を図るため、隔日勤務者の勤務シフトを2係交替制勤務から3係交替制勤務に変更する対応を行いま

した。また、24時間交替制勤務である業務の特性を踏まえて、共有して使用する箇所（食堂・仮眠室等）の徹底した消毒を実施しました。こうした取組の結果、現場活動体制を維持することができ、消防・救急業務への影響の発生には至りませんでした。

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【対応に要する資源・組織体制の確保】【対応に関する方針等の作成・運用】【個人防護具の着用等】

【感染時の医療提供等】

- 今後新たな感染症が流行した際の円滑な対応を図るため、新型コロナウイルス感染症への対応において作成したマニュアルや、実施した対応（感染対策や救急搬送体制の確保、救急車の適時・適切な利用の推進等）について、その継承に取り組むものとします。
- また、救急搬送においては、新たな感染症の流行等に早期に対応することとなるため、感染症の流行状況を注視することが重要です。加えて、新型コロナウイルス感染症における対応や、その他の感染症において有効な感染対策等を踏まえ、状況に応じた個人防護具（PPE）の備えについて、随時、検討等を行うものとします。
- 救急車の適時・適切な利用の周知・啓発については、平時の救急搬送体制の確保においても重要であることから、引き続き周知・啓発に取り組むものとします。



第4節 市民の方への情報の発信

新型コロナウイルス感染症の流行により、健康や生命に関わる未知のリスクがもたらされたとともに、そのリスクを低減するための感染症対策も、日々の暮らしに多くの制約や影響をもたらしました。加えて流行が長期化し、不安や混乱が広がりやすい状況が継続して発生しました。

感染症の流行を乗り越えるためには、社会全体で対策を進めることが重要です。そのため、こうした状況のなかで、市民の方に必要な情報を届け、冷静な対応を呼び掛ける情報発信が重要となりました。

1 新型コロナウイルス感染症への対応の振り返り

<「中間まとめ」の内容>

【感染症に関する情報の発信】

- 日々変化するコロナウイルス感染症に関する状況と本市の対応を、本市が持つ種々の広報媒体(広報紙・ホームページ・SNS・市内広報掲示板など)の特性を活かして発信することで、市民へ迅速かつ的確に情報を届ける広報活動に努めた。

特に市民・市内事業者への迅速な対応を呼び掛ける情報については、チラシを全戸配布することで対応し、広報車や防災行政無線を通じて「感染拡大防止の啓発」を呼び掛けるなどの対応も行った。また、外国人住民に向けた広報として、10か国語に対応する多言語情報配信クラウドサービスの利用を開始^(※3.4.1)したほか、緊急事態宣言の発令時には、自治会連合会など市内団体等にも協力を依頼し外出自粛等の周知を図るなど、情報の発信と共有に努めた。

また、報道機関へも積極的に本市の情報を提供することで、メディアを活用した広報活動に努めた。

- ・ 広報紙の活用(特集の活用)

広報あしやでは3月号からコロナウイルス感染症への注意喚起をはじめ、4月号から6月号までは毎月「新型コロナウイルス感染症対策」の特集を組み、新型コロナウイルス感染症への相談窓口や感染予防の方法、市民や事業者への支援内容を掲載するなど幅広い情報の発信に努めた。

全戸配布していることにより全ての市民が見ることができる媒体であることから、各号の発行時点で市民の皆さんへ伝えるべき記事を集約し掲載した。

※3.4.1 広報紙「広報あしや」や全戸配布ビラを掲載。掲載された資料は、日本語・英語・中国語(簡体字)・中国語(繁体字)・韓国語・タイ語・ポルトガル語・インドネシア語・スペイン語・ベトナム語に自動翻訳されます。

加えて、日本語・英語での「外国語でのコロナウイルスの情報」のホームページを作成するとともに、緊急度の高い情報等は個別に翻訳を行い発信しました。また、給付金の申請における通訳や、申請書記載補助も行いました。

広報紙での取組は以下のとおり。

- ・3月号(5面)注意喚起
- ・4月号(4面)市長メッセージ・感染拡大への注意喚起
- ・5月号(表紙タイトル上部)注意喚起
(4・5面)市長メッセージ・感染拡大への注意喚起・支援内容等
- ・6月号(表紙タイトル上部)注意喚起
(4・5面)市長メッセージ・感染拡大への注意喚起・支援内容等

・ ホームページ・SNS・広報番組の活用

ホームページでは、国内初の患者が確認されたため、令和2年1月20日に「中国武漢で原因不明の肺炎」の注意を促す文書を掲載した。1月24日には、市と市立芦屋病院ホームページの「注目情報」「お知らせ」欄のトップで注意喚起を行った。

2月28日からは、新型コロナウイルス感染症対策のページを作成し、本市の患者数や学校等に関する情報、イベント・市立施設の情報、市民・事業者への支援内容など多岐にわたる情報を集約することで、閲覧者が求めている情報を取得しやすいように掲載した。

「新型コロナウイルス相談窓口」や「緊急事態宣言」など特に重要な情報については注目バナー(自動切換え画面)を作成しサイト内で目立つように工夫した。

時間の経過とともに支援策など掲載する内容が多くなったため、6月には「新型コロナウイルス感染症特設サイト」を開設し、項目別のアイコンから必要な情報を見つけやすくできるよう改善を図るとともに、即時に情報が発信できる特性を活かし、日々変化する新型コロナウイルス感染症に関する状況と本市の対応を遅滞なく更新し、市民へ伝えるべき情報を速やかに発信するように努めた。

また、フェイスブックを活用し、新型コロナウイルス感染症に関するホームページの更新情報や緊急事態宣言の発出情報などを積極的に市民へ呼び掛けた。

広報番組では、令和2年3月1日から「新型コロナウイルス感染症」に関する情報などをお知らせするとともに、4月1日からは、更新ごとに市長が出演し、市民に向けたメッセージを発信して注意喚起や外出自粛要請などを行った。

ホームページ・SNSの活用は以下のとおり。

【ホームページ】

- 1月20日 「中国武漢で原因不明の肺炎」注意喚起
- 1月24日 「注目情報」「お知らせ」欄のトップに注意喚起を掲載
- 2月28日 新型コロナウイルス感染症の集約ページ作成
イベント中止・延期ページ作成
「新型コロナウイルス感染症集約ページ」注目バナー作成
- 3月6日 「新型コロナウイルス相談窓口」注目バナー作成
- 3月12日 市立施設の貸室閉鎖・利用制限ページ作成
- 3月25日 「お花見の注意喚起」注目バナー作成

4月7日 「緊急事態宣言」注目バナー作成
4月28日 「ゴールデンウィーク外出自粛」注目バナー作成
5月19日 「特別定額給付金」注目バナー作成
6月4日 「新型コロナウイルス感染症特設サイト」開設
6月24日 市立施設の利用ページ・ガイドラインページ作成
【フェイスブック】
2月26日 イベント中止情報
2月28日 ホームページの情報更新
3月11日 市内感染症患者の報告・市立施設の貸室閉鎖
3月26日 ホームページの情報更新
4月7日 緊急事態宣言の発令情報
4月9日 市立施設の閉鎖・利用制限、市主催イベントの延期・中止
4月14日 ホームページの情報更新
4月27日 自粛期間(おうち時間)の楽しみ方(むくむく)動画
5月1日 外出自粛のお願い
#芦屋エール飯
5月7日 自粛期間(おうち時間)の楽しみ方(むくむく)動画
5月22日 自粛期間(おうち時間)の楽しみ方(むくむく)動画
【Instagram】
4月27日 #芦屋エール飯
5月11日 #芦屋エール飯動画
【Twitter】
3月12日 市立施設の貸室閉鎖
4月9日 市立施設の閉鎖・利用制限、市主催イベントの延期・中止
5月1日 外出自粛のお願い
5月14日 マスクと応援メッセージの募集
6月3日 感染症対策を踏まえた避難

・ 広報掲示板及び全戸配布ビラの活用

ホームページ等を閲覧することができない市民へも情報を届けるため、令和2年2月27日から「市主催イベント等の延期・中止」、「市立施設の利用制限」、「緊急事態宣言発令」等の情報を適時、広報掲示板へ掲示した。

小まめな掲示物の貼り替えや必要に応じて追加で掲示するなど、日々変化する新型コロナウイルス感染症に関する状況に対応するように努めた。

また、「市立施設の貸室閉鎖」、「緊急事態宣言」、「特別定額給付金の申請書の郵送開始」などは、啓発ビラを全戸に配布し、広く市民への情報発信を行った。

広報掲示板・全戸配布ビラの取組は以下のとおり。(市立施設にも掲示)

- 2月27日 ~ 帰国者・接触者相談センター設置
市主催イベント等の延期・中止
手洗い・マスクの着用を含む咳エチケット
- 3月3日 ~ 帰国者・接触者相談センター設置
市主催イベント等の延期・中止延長
- 3月12日 ~ 市立施設の貸室閉鎖、市長メッセージ(全戸配布ビラ)
- 3月25日 ~ 市主催イベント等の延期・中止、市立施設の利用制限延長
密を避けて外出しましょう！
- 4月7日 ~ 緊急事態宣言・外出自粛要請、市立施設・屋外施設の閉鎖等、
市長メッセージ(全戸配布ビラ)
- 4月14日 ~ 緊急事態宣言・外出自粛要請、市立施設・屋外施設の閉鎖等、
市長メッセージ
- 5月1日 ~ 市立施設の貸室閉鎖延長、市長メッセージ
- 5月19日 ~ マスクポスト設置のお知らせ
- 5月20日 ~ 特別定額給付金申請書の郵送を開始(全戸配布ビラ)
給付金サギに注意！！(全戸配布ビラ)
電話相談窓口のご案内(全戸配布ビラ)
- 5月22日 ~ 市立施設の利用再開、市長メッセージ
- 6月1日 ~ マスクポスト設置のお知らせ(延長)
- 6月12日 ~ 新しい生活様式、市長メッセージ
熱中症予防
マスクポスト設置のお知らせ(延長)
- 6月26日 ~ 熱中症予防
マスクポスト設置のお知らせ(延長)

・ 市内巡回(道路パトロールカーによる市内パトロール等)

令和2年4月7日の緊急事態宣言を踏まえ、防災行政無線等を通じて、「手洗い・消毒の励行」、「外出自粛の要請」の呼び掛けを始めたことと併せて、4月14日からは、人が密集することが想定される公園等の巡回パトロールを開始した。

特に、規模が大きい「総合公園」をはじめ、「宮塚公園」、「大榭公園」等は、利用者が多く「密接」が懸念されたが、適切な距離を保ちながら利用している市民が多く見受けられた。

この頃になると、市民からも「〇〇で、人が密集しています。」、「集まらないよう呼び掛けて欲しい。」等、感染拡大を懸念する声が寄せられるようになった。

そのため巡回パトロールについては、車載マイクでの呼び掛けに留まらず、職員が車外に出て、直接公園等の利用者に「身体的距離の確保」をお願いするチラシを配布するなど工夫しながら取り組んだ。

巡回パトロールは、道路パトロール用の車の外装と注意喚起のアナウンスに市民の注目が集まっていたため、巡回については一定の効果があったと思われる。

この取組は、ゴールデンウィーク期間中も含めて5月29日まで計37回実施し、また、同期間中は、子どもたちの見守りも兼ねて、青色パトロールカーでも注意喚起のアナウンスしながら市内全域を巡回した。加えて、ゴールデンウィーク期間中の4月28日から5月6日は、パトロールの車を増やし、市外からの行楽客も啓発の対象として、奥池なども含めて巡回を行った。

- ・ あしや防災ネット

3月12日 市立施設の貸室閉鎖

4月9日 市立施設の閉鎖・利用制限, 市主催イベントの延期・中止

5月1日 外出自粛のお願い

- ・ 防災行政無線

令和2年4月15日から5月21日までの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内全域で外出自粛の協力依頼の放送を行った。うち、5月1日から5月15日までの間は、市長の音声にて直接呼び掛けを行った。

- 令和2年5月1日には、国が「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が「感染拡大を予防する新しい生活様式の普及等」について公表し、5月4日には、「新しい生活様式」の実践例を公表した。

これらを踏まえ、本市においても、ホームページにおいて、「身体的距離の確保」、「手洗いの励行」、「マスクの着用」の3つを感染防止対策の基本とし、日常生活や職場、各業種において対応の協力を求めた。

5月26日に兵庫県が、国が示した「新しい生活様式」を「ひょうごスタイル」として推進することを公表したことを受け、本市においても、市民が「Withコロナ」の認識を持って行動変容に結び付けることができるよう様々な機会をとらえて呼び掛けてきた。

「新しい生活様式」の定着までにはまだまだ時間を要することや、定着による成果や効果もその評価が困難であるため、引き続き、「3密(密閉・密集・密接)」（以下「3密」という。）を回避すること、マスクの着用、消毒・換気の徹底等の3つの基本の対策を講じていただくとともに、職場においても、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、3密の防止など感染拡大を防止する「新しい働き方」も求められる。

今後も息の長い取組として、市民とともに「新しい生活様式」の定着に取り組むことが、感染拡大防止に何より重要である。

「中間まとめ」のとおり、初動対応における情報発信では、広報紙や市のホームページ、SNS、広報テレビ、広報掲示板を用いた情報発信に加えて、全戸ビラの配布、道路パトロールカーによる市内の巡回・呼び掛け、あしや防災ネットや防災行政無線を用いた情報発信を行いました。

その後は、市長メッセージの発信や、広報紙・広報テレビ・市のホームページ等における情報発信が、主な取組となっていきました。

(1) 市長メッセージの発信

【感染症に関する情報の発信】

- 「中間まとめ」のとおり、初動対応において、多様な媒体を用いて「市長メッセージ」の発信を行いました。その後も、広報紙・広報テレビ・市のホームページ・広報掲示板等の媒体で発信を続けました。
- 「市長メッセージ」では、新型コロナウイルス感染症の流行状況や感染対策、関係する事業等の情報発信に加えて、市民の方に向けた呼び掛けを行いました。

時期			市長メッセージの概要
令和2年	3月	11日	・ 市内で初めての患者が確認された ・ 当分の間、市立幼稚園、市民センター、集会所等を臨時休業する ・ 正しい情報に基づく冷静な対応を呼び掛け ・ より多くの人が感染していたと考えられている3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集すること、近距離での会話や発声が行われること)が同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとるよう呼び掛け ・ 手洗いやうがい、咳エチケットの励行など、感染予防をより徹底するよう呼び掛け ・ 発熱等がある場合、「帰国者・接触者相談センター」に連絡することを呼び掛け 市民の皆様へ 市長メッセージ 3月11日に芦屋市内で初めての新型コロナウイルス感染症の患者が確認されました。 このため、当分の間、市立幼稚園、市民センター、集会所等を臨時休業することといたしました。 関係機関と緊密に連携し感染拡大防止に努めるとともに、一刻も早い収束に向けた万全の対策を講じてまいります。 市民の皆様におかれましては、正しい情報に基づく冷静な対応と改めて下記のことの徹底をお願いいたします。 令和2年3月11日 芦屋市長 いう まい

		市民の皆様をお願いしたいこと 1. 可能な限り、換気が悪く人が密集するようなところ、不特定多数の人と接触する場所は避けてください。 国の専門家会議の ①換気の悪い密閉空間であること 見解では... ②多くの人が密集すること ③近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声が行われる これらの3つの条件が同時に重なった場では、より多くの人が感染していたと考えられています。 これらの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとってください。 2. 手洗いやうがい、咳エチケットの励行など感染予防を徹底してください。 3. 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさがある人(高齢者や基礎疾患等のある人は、これらの状態が2日程度続く場合)は、「帰国者・接触者相談センター」へご連絡ください。 帰国者・接触者相談センター (芦屋健康福祉事務所) ☎ 32-0707 (平日：午前9時～午後5時30分) 新型コロナウイルス感染症全般 兵庫県 24 時間対応コールセンター (相談窓口) ☎ 078-362-9980 (24 時間対応)
		* 令和2年3月11日付の市長メッセージ
	30日	・ 東京都では感染者急増が続いており、県内でもクラスターが発生するなど引き続き感染拡大防止対策の取組が重要 ・ 市民センターや集会所等の貸室の閉鎖、市主催イベント等の延期または中止を4月15日まで延長 ・ 幼稚園及び小中学校の入園・入学・始業式は4月7日～13日にかけて実施 ・ 3密回避、免疫力の維持・向上に関する呼び掛け
	4月	6日 ・ 感染者の増加傾向を踏まえ、「子どもの安全を第一」に考えて、学校園の再開を5月6日まで延期する(始業式・入学式・入園式は、安全対策を講じた上で登校(登園)日とする) ・ 子どもの体調・心理的な面で心配がある場合の、学校園への相談の呼び掛け ・ 政府が緊急事態宣言について検討しており、発令された場合の学校施設等の使用制限についての対応は分かり次第お知らせする ・ 3密回避、免疫力の維持・向上に関する呼び掛け ・ うわさや不確かな情報に惑わされることなく、落ち着いた行動を呼び掛け 7日 ・ 兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発令された ・ 市内でも患者が急増し、当初はみられなかった若年層の方への感染が連続している ・ 5月6日まで市主催のイベントの自粛や公共施設の閉鎖対象の拡大・期間延長を実施する ・ 生活の維持に必要な外出以外は、より一層控えるよう呼び掛け(特に若い世代の方々には、今まで以上に外出を控えるよう呼び掛け) ・ 生活必需品を購入するための外出は制限されず、生活維持に必要な施設は業務が継続され、商品も十分に供給される ・ 市民の皆さまに、理解と協力を重ねて依頼

		14日	・ 緊急事態宣言の発令から1週間が経過したが、依然として感染拡大が続いており、憂慮すべき傾向にもある ・ 社会生活を維持するため休むことが出来ない職業に従事されている皆さまへの感謝 ・ 兵庫県の「新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針」について ・ 県の在宅勤務の実施要請を受け、市役所も4月15日から5月6日まで、一部職員の在宅勤務による出勤者抑制を図る ・ 4月15日からは県の休業要請を受けて休業となる事業所もあるが、生活維持に必要な施設は業務が継続され、商品も十分に供給される ・ 生活の維持に必要な外出以外は、より一層控えるよう呼び掛け
	5月	1日	・ ゴールデンウィーク中も、自宅で過ごすことの依頼 ・ 市民・事業者の皆さまのご理解・ご協力への感謝、エッセンシャルワーカーの方への敬意と感謝 ・ 特別定額給付金等の生活支援、企業等への事業継続支援、学校の臨時休校に係る環境整備、感染拡大防止の強化等、可能な限りの対策を講じる
		15日	・ 外出や営業の自粛要請等にご理解・ご協力をいただいたことへの感謝 ・ 県において、感染拡大の防止を基本としつつ施設の使用制限等の一部緩和を決定した ・ 5月31日まで学校園の休業や市立施設の閉鎖を継続するが、児童生徒の心身のケアや家庭学習の状況確認、学校再開に向けた規則正しい生活習慣を整えることを目的に、登校園可能日を2回設定する ・ 特別定額給付金申請書の発送の周知 ・ 熱中症や食中毒への留意の呼び掛け
		22日	・ 兵庫県で緊急事態宣言が解除された ・ 外出や営業の自粛要請等にご理解・ご協力をいただいたことへの感謝 ・ 市立施設は施設利用ガイドラインに基づく感染の再拡大防止に万全を期した上で6月1日の施設再開を目指す ・ 学校園は、感染防止対策マニュアルに基づき、感染リスクに最大限配慮しながら6月1日から再開(しばらくは分散登校による短縮の時間割となる) ・ 児童生徒の心理的なサポートに取り組む ・ 新たな生活様式の定着による新たな日常を市民の皆さまとともに取り戻す
	6月	1日	・ 緊急事態宣言が全面的に解除された ・ 市民・事業者の皆さまの頑張りへの敬意と感謝 ・ 6月1日より、新たな生活様式の定着を前提として市立施設を再開(ガイドラインに基づき一部利用を制限) ・ 学校園もしばらくの間は分散登校による短縮時間割となるが、感染リスクを下げる万全の対策を講じながら児童・生徒の学びを保障
		12日	・ 「新たな日常(ニューノーマル)」への挑戦から2週間 ・ 市立施設の利用へのご理解・ご協力への感謝 ・ 特別定額給付金の振込状況の周知、熱中症への留意の呼び掛け

	7月	1日	・ 兵庫県は、人口密集地への不要不急の往来や、最近のクラスター源となった店舗等の出入りの自粛に努めていただくことを要請している ・ 公共施設の利用については、7月1日から全面的に施設利用を可能とする ・ 新しい生活様式を守ることを呼び掛け ・ 生活支援・学校の学習環境整備等に関する補正予算が成立
		15日	・ 7月1日以降、東京都では1日に200人を超える感染者の確認があり、芦屋健康福祉事務所管内や阪神間でも感染者の増加が認められる ・ 「第2波」に備え、県と連携しながら感染症対策を強化する ・ マスク着用、3密回避など感染拡大防止対策の基本を守るよう呼び掛け ・ ウィズコロナの時代「新しい日常」を共に築くことの呼び掛け
		28日	・ 兵庫県が「感染増加期」に入ったと発表した ・ 不要不急の外出や多人数での会食を控えること、3密回避、熱中症に留意したマスクの着用など、感染拡大防止対策の基本を守ることの呼び掛け ・ 業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底の依頼 ・ 市内経済活性化や感染予防対策の速やかな実施を目指す
		30日	・ 市民・事業者の皆さま、医療従事者の方等の感染拡大防止の尽力への感謝 ・ 「感染拡大期」に入ったと兵庫県が発表した ・ 濃厚接触者の増加が懸念されるとともに、解熱後に再度発症しての陽性確認があることを踏まえ、出勤等の際の慎重な判断を呼び掛け ・ 国の接触確認アプリや県の追跡システムの活用、感染防止対策の基本やガイドラインの遵守、風評被害の防止への配慮を呼び掛け ・ 市関係施設等は、状況に応じて臨時休業を行う等の措置を実施する
	8月	4日	知事・阪神市長共同メッセージ(感染拡大防止について)
		12日	・ 芦屋市においても、7月以降、幅広い年齢層への感染が見受けられる ・ 基本的な感染対策や、不要不急の外出を控えること等の呼び掛け ・ 業種別ガイドラインによる感染防止対策の徹底の依頼 ・ 学校関係者に感染者・濃厚接触者が出た場合の対応や、学校名等の公表に関する取扱いの周知
		26日	・ 兵庫県では引き続き警戒宣言が出されている ・ 「新しい生活様式」のもとで過ごしていただいていることへの感謝 ・ 熱中症予防に係る呼び掛け(環境省による屋外でのマスクの取扱いの周知等)
	9月	9日	・ 兵庫県では9月1日から「感染警戒期」となっている ・ 「芦屋市新型コロナウイルス感染症対策 中間まとめ」を作成した ・ 課題を踏まえ、今後も感染症対策の強化と経済支援に努める ・ 感染防止対策への引き続きのご理解・ご協力をお願い
		24日	・ 国・県が移動自粛やイベントの制限を緩和したことを受け、市の公共施設ガイドライン等を改定し、貸室等の利用制限を一部緩和 ・ 施設利用の際の、感染対策への理解・協力や、県の追跡システムの活用を依頼 ・ インフルエンザの流行の懸念と、インフルエンザワクチン接種の周知・推奨
	11月	13日	・ 兵庫県が感染拡大期Ⅱのフェーズに移行した ・ 3密回避や手洗い、マスクの着用等の感染防止の徹底、定期的な換気、「5

			つの場面」への注意の依頼 ・ 症状がある場合にはかかりつけ医等に電話で相談し、連絡せずに直接受診することは控えるよう注意喚起
		27日	・ 11月中旬には患者数が過去最多を更新し、「第3波」は、今までの流行よりも広範囲かつ急速な広がりをみせている ・ 医療ひっ迫の懸念の周知と、年末に向けた感染対策の呼び掛け
		12月	14日 ・ 感染の再拡大が続いており、幅広い世代の方に感染がみられるが、高齢者の感染が多く発生している ・ 重症化リスクは年代が上がるほど急激に高くなっている ・ 基本的な感染対策の呼び掛けと、医療機関の受診方法の注意喚起
		25日	・ 感染が高止まりするなど、医療の急激なひっ迫を引き起こす状況にある ・ 感染拡大防止策の徹底、ステイホーム等の呼び掛け ・ 医療従事者の方や、感染拡大防止対策へのご理解・ご協力等への感謝
	令和3年	1月	14日 ・ 緊急事態宣言が発令され、医療体制もひっ迫している ・ 不要不急の外出を控えること等の呼び掛け ・ 公共施設の閉館時間を20時までとする
			29日 ・ 予断を許さない状況であり、また、家庭内感染が約5割を占めている ・ 午後8時以降の外出自粛の徹底等の呼び掛け、医療従事者等への敬意と感謝 ・ 芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)職員をかたった不審電話や、感染症に便乗した詐欺等への注意喚起
		2月	16日 ・ 県内の新規感染者数は減少傾向にあるが、医療提供体制は厳しい状況 ・ 不要不急の外出を控えることや、市内で家庭内感染が多いこと等の注意喚起 ・ 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺への注意喚起
		3月	1日 ・ 県内の新規感染者数は減少し、医療提供体制も少しずつ改善してきた ・ ご理解・ご協力への感謝、医療従事者の方等への敬意と感謝 ・ 感染対策を継続して実践することや、年度替わりの行事等の留意を呼び掛け ・ 新型コロナワクチン接種に関する周知(案内の送付、コールセンターの開設) ・ ワクチン接種に便乗した詐欺への注意喚起
			16日 ・ 緊急事態宣言は解除となったが、飲食店等には午後9時までの営業時間の短縮が要請されており、公共施設等の利用制限も一部継続している ・ 日中も含めた不要不急の外出を控えること等の呼び掛け
		4月	1日 ・ 国内では変異株が広がっており「第4波」の到来も懸念されている ・ ワクチン集団接種はシミュレーションも終え、体制を整えてご案内する ・ 感染対策の徹底や、市民・事業者の皆さまへの支援に躊躇なく取り組む ・ 人の動きが活発になる時期であり、感染対策の基本の徹底等を呼び掛け
			5日 ・ 兵庫県にまん延防止等重点措置が適用され、やむを得ない措置として、飲食店の営業時間及び市内公共施設の利用を午後8時までとする ・ 会食する場合は少人数とすることや、飛沫の防止の徹底等の呼び掛け
			25日 ・ 兵庫県に3度目の緊急事態宣言が発令、市内でも患者が増加 ・ 県の病床使用率も極めて高く、医療提供体制が非常にひっ迫している ・ 市内の公共施設の原則閉鎖等の周知、外出自粛の徹底等の依頼

	5月	12日	・ 新規感染者数は高止まりしており、緊急事態宣言が5月末まで延長された ・ 入院できない患者も増加し、県内の医療体制は危機的な状況にある ・ 外出自粛の徹底、公園内での持込み飲酒・食事の禁止の周知と呼び掛け ・ 85歳以上の方のワクチン集団接種を5月24日から開始する
	6月	1日	・ 県内の新規感染者数は徐々に減少傾向にあるが、医療提供体制は依然危機的な状況であり、緊急事態宣言も延長されている ・ 85歳以上の方からワクチン集団接種を開始している
		21日	・ 兵庫県の緊急事態宣言は解除された ・ まん延防止重点措置への協力を依頼 ・ 28日からは市内個別医療機関でもワクチン接種を開始し、おおむね7月末には65歳以上の希望される全ての方の接種を完了させる
	7月	1日	・ 兵庫県は7月11日までまん延防止重点措置区域に指定されている ・ 医療体制の安定は回復しつつあるが、リバウンドさせないための取組の徹底と呼び掛け ・ ワクチン接種は強制ではなく、受けられない方への理解と配慮と呼び掛け
		12日	・ 兵庫県のまん延防止等重点措置は解除されたが、引き続き警戒が必要 ・ コロナワクチンの安定的な供給を、兵庫県市長会を通じ国に強く要望している
	8月	2日	・ 県内では若い世代を中心に感染が拡大し、8月2日からまん延防止等重点措置が適用された ・ 感染症予防と共に熱中症対策にも留意し、命と健康を守ることへの呼び掛け
		5日	・ 阪神7市1町共同メッセージ(差別を許さない)
		20日	・ 兵庫県に4度目の緊急事態宣言が発令された ・ 県内では既に5万 2, 130人が感染し、1,326 人もの尊い命が失われている ・ 最近では若い世代や家庭内感染の割合が多く、入院の病床使用率が極めて高い ・ 感染対策の徹底と、ワクチンの着実な接種の呼び掛け
	9月	1日	・ 緊急事態宣言が発令中であり、新規感染者数は高止まりの状況 ・ 医療提供体制のひっ迫を防ぐため、感染対策の徹底と呼び掛け
		13日	・ 県内の新規感染者数は減少傾向にあるが、重症病床使用率は依然として高く、兵庫県の緊急事態宣言は延長された ・ 40・50 代の方のほか、若い世代の割合が高く、10 歳未満の感染も見られる ・ 芦屋健康福祉事務所への相談等をしながら、児童・生徒の安全を守る
	10月	1日	・ 兵庫県の緊急事態宣言は解除され、県内の新規感染者数や病床使用率は減少傾向にあるが、医療のひっ迫具合をみると安心できる状況ではない ・ 感染防止対策への理解と協力への感謝、再拡大を防ぐための基本的な感染対策の徹底や段階的な規制緩和への理解・協力の呼び掛け ・ ワクチン接種の状況(接種率)及び 3 回目接種の予定について
		22日	・ 県内の新規感染者数が大幅に減少し、医療提供体制も安定している ・ 医療従事者の方をはじめ、市民・事業者の皆さまへの感謝 ・ 基本的な感染対策の徹底の呼び掛け
	12月	1日	・ 感染対策への理解・協力へのお礼と、次なる波への警戒の呼び掛け ・ ワクチン接種券の送付のご案内

令和4年	1月	1日	・ ワクチン接種券の送付のご案内
		27日	・ オミクロン株が猛威を振るい、兵庫県にもまん延防止等重点措置が適用 ・ 感染力が強いいため病床使用率も高くなり、医療ひっ迫を招くおそれがある ・ 伝播力が高く、子ども達への感染例も増加している ・ 基本的な感染対策の徹底の呼び掛けと、ワクチン接種のご案内
	2月	28日	・ 県内の新規感染者数は緩やかな減少傾向にあるが、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は感染すると重症化する傾向にある ・ 医療ひっ迫を防ぐため、まん延防止等重点措置は3月6日まで延長された ・ 基本的な感染対策の徹底の呼び掛けと、ワクチン接種のご案内
	4月	1日	・ まん延防止等重点措置が解除となった ・ 市民・事業者、医療従事者の方などへの感謝 ・ 基本的な感染対策の徹底の呼び掛けと、ワクチン接種のご案内
		27日	・ 大型連休を迎えるなかで、基本的な感染対策の徹底を呼び掛け ・ 県の健康相談コールセンターの周知、ワクチンの積極的な接種の依頼等
	6月	1日	・ 新規感染者数は高い状況で推移しているが、重症対応の病床使用率は低下傾向にある ・ 県からマスクの着用の取扱いについて基本的な考え方が示された ・ ワクチン接種のご案内 ・ 医療従事者の皆さまの取組や、市民・事業者の皆さまの感染対策への感謝
	7月	1日	・ 療養者数や重症者数は低く保たれている ・ ワクチンや感染症対策、市内経済活性化等の補正予算が市議会で承認された ・ ワクチン接種のご案内と、熱中症のリスクに配慮した感染対策の呼び掛け
		19日	・ 新規陽性者数は6月下旬以降に上昇傾向に転じ、第6波を上回る状況にある ・ 国・県の対処方針(新たな行動制限はせず、平時への移行を進める等)の周知 ・ 基本的な感染対策やワクチン接種の積極的な検討、重症化リスクの高い方と会う前の検査、体調不良時の医療機関等への相談等の呼び掛け ・ 国・県からの換気に関する提言の周知と、換気による感染対策の呼び掛け
	8月	8日	・ 県の対処方針が見直され、自己検査や自主療養に係る取組を進めるとされた ・ 本市でも、自己検査のための抗原検査キットの配布に県と連携して取り組む ・ 自主療養中に症状が悪化した際は、医療機関を受診すること等と呼び掛け ・ 熱中症予防に配慮した感染対策と、ワクチン接種の積極的な検討の呼び掛け
	9月	1日	・ 新規感染者数は高止まりし、病床使用率や外来受診率も高い ・ 抗原検査キットの配布を実施していること等を周知
	11月	22日	・ 感染者数は、10月前半にかけて減少傾向にあったがその後は増加傾向が続き、この冬には流行の波やインフルエンザとの同時流行が懸念される ・ 基本的な感染対策や、感染した場合に備えた備蓄、インフルエンザ・コロナワクチンの接種の検討、心身の健康づくりの呼び掛け ・ 生活上の困りごとの相談(市の総合相談窓口)の案内
	12月	26日	・ 新規陽性者数の増加傾向が続いている ・ 県の医療体制の外来フェーズが「流行期」に引き上げられ、市でも年末年始に休日応急診療所を開設

			自己検査・自宅療養による対応、インフルエンザ・コロナワクチン接種の検討、帰省や旅行などの際の検査の呼び掛け
令和5年	3月	1日	- 特段の事情が生じない限り、5月8日から感染症法上の位置付けが5類となる見込みであり、3月13日より、マスクの取扱いについては個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本とされる - 感染症に対するリスクや考え方の多様性等への配慮を呼び掛け
	5月	8日	- 感染症法上の取扱いが「5類」となった - 今後の感染の継続や流行の第9波に備えた対応の呼び掛け

(2) 広報紙「広報あしや」における情報の発信

【感染症に関する情報の発信】

- 市の広報紙「広報あしや」においても、感染対策やワクチン接種、相談窓口の案内等、多様な情報の発信に取り組みました。

時期			「広報あしや」における情報の発信(主なもの)
令和2年	3月	3月号	新型コロナウイルス感染症の予防 - 感染経路について - 手洗いの方法について - 帰国者・接触者相談センター等に相談が必要となる症状について
	4月	4月号	【特集2】新型コロナウイルス感染症対策 - 市長メッセージ - 感染対策について(「密」な場所を避ける、手洗い、咳エチケット等) - 問い合わせ先(帰国者・接触者相談センター等)の周知
	5月	5月号	【特集2】新型コロナウイルス感染症対策 - 市長メッセージ - 新型コロナウイルス Q & A - 問い合わせ先(帰国者・接触者相談センター等)の周知 - 特別定額給付金(10万円)のお知らせ - 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪質商法にご注意 新型コロナウイルス感染症の影響による税金、貸し付け・総合相談 - 総合相談窓口 「家賃の支払い」にお困りの人へ - 新型コロナウイルス特例貸付(緊急小口資金) - 固定資産税・都市計画税第1期分の相談 - 市税の納付が困難な人へ(1年間の地方税徴収の猶予について) - 芦屋市事業者支援緊急融資事業 - 休業要請事業者経営継続支援事業への市単独加算 5月31日まで市主催のイベント中止・延期、市立施設の閉鎖期間を延長
	6月	6月号	新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ 市長メッセージ 特別定額給付金について

		給付金を装った詐欺にご注意ください 新型コロナウイルス感染症に関する主な支援について ・ 帰国者・接触者相談センター等の相談窓口 ・ こころの健康に関する相談 ・ 総合相談窓口 ・ 新型コロナウイルス特例貸付(緊急小口資金) ・ 水道・下水道の基本料金の免除 ・ 芦屋市事業者支援緊急融資制度 ・ 休業要請事業者経営継続支援金(芦屋市追加支援) ・ 芦屋市個人事業主事業所賃料支援 子育て世帯への臨時特別給付金 『新しい生活様式』にカエル
7月	7月号	新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ ・ 市長メッセージ ・ 帰国者・接触者相談センター等の相談窓口 ・ 特別定額給付金(10万円)の申請期限は8月24日まで ・ 新型コロナウイルス特例貸付け(緊急小口資金) ・ 公共施設の利用が広がります 7月1日より、対策を徹底しながら、コーラスやダンス等を目的とした利用が可能に ・ 皆さんのマスクをお届けしました 市民の皆さんのお気持ちで集まった3,500枚のマスクを、芦屋市医師会や市内の高齢者施設・福祉施設・教育施設にお届けしました。マスクに余剰がある人はポストへ投函をお願いします。 ・ 新型コロナ感染症拡大防止策へのふるさと寄附 ・ 固定資産税・都市計画税の特例・軽減措置 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 事業収入が大幅に減少している中小事業者等への固定資産税・都市計画税の減免 ・ 「新しい生活様式」での熱中症予防のポイント 学校給食が再開されました 新しい生活様式にカエル 市立施設へご来館の皆さんへのお願い ・ 来館前の検温、大人数での来館を控える、来館時はマスクの着用を
8月	8月号	新型コロナウイルス感染症に関する情報 ・ 特別定額給付金(10万円)の申請期限は8月24日まで ・ 帰国者・接触者相談センター等の相談窓口 ・ スマートフォンで新型コロナウイルス対策 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」 兵庫県新型コロナ追跡システム 新型コロナウイルス感染拡大を予防するためのひょうごスタイル

	9月	9月号	新型コロナウイルス感染症に関する相談 ・ 帰国者・接触者相談センター等の相談窓口 ・ 妊婦臨時特別給付金事業 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止したイベント等のチケットを払い戻さず「寄附」することにより税優遇を受けられる制度が新設されました ・ 休業要請事業者継続支援金 新型コロナウイルス感染拡大を予防するためのひょうごスタイル スマートフォンで新型コロナウイルス対策 ・ 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」 ・ 兵庫県新型コロナ追跡システム
	10月	10月号	新型コロナウイルス感染症に関する情報 ・ 貸室の利用制限が一部緩和されます ・ 兵庫県新型コロナ追跡システム ・ 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」 ・ 帰国者・接触者相談センター等の相談窓口 新型コロナウイルス感染症への不当な差別・偏見をなくそう 市立施設へご来館の皆さんへのお願い
	11月	11月号	新型コロナウイルス感染症に関する情報 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、市税の納付が困難な方へ徴収猶予特例制度の対象が増えました ・ 帰国者・接触者相談センター等の相談窓口 ・ 厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」 ・ 兵庫県新型コロナ追跡システム
	12月	12月号	新型コロナウイルス感染症に関する情報 ・ 季節性インフルエンザとの同時流行にそなえ、発熱等があれば、まずは電話で相談を ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意！ 市立施設へご来館の皆さんへ 新型コロナウイルス感染症対策のお願い 冬に流行する感染症に注意しよう
	令和3年 1月	1月号	新型コロナウイルス感染症に関する情報 ・ 発熱等があれば、まずは電話で相談を ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意！ 市立施設へご来館の皆さんへ 新型コロナウイルス感染症対策のお願い ひとり親世帯臨時特別給付金

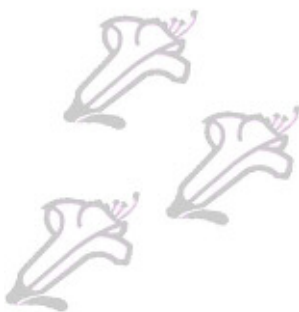
2月	2月号	緊急事態宣言発令中(不要不急の外出はお控えください。特に午後8時以降の外出の自粛を強くお願いします。) ・ 家庭等へウイルスの持ち込みを防ぐ ・ 芦屋の施設・イベント状況 市民センター等の開館時間を午後8時までに制限、市主催のイベント等の開催は原則延期・中止します。 ・ 発熱等があれば、まずは電話で相談を ・ 新型コロナウイルスワクチン接種に便乗した詐欺にご注意ください ・ 飲食店への営業時間短縮のお願いと協力金のご案内 ひとり親世帯の人へ期限までに申請を(ひとり親世帯臨時特別給付金) 児童手当・特例給付受給の皆さんへ現況届の提出を
3月	3月号	新型コロナウイルス感染症対策 ・ 新型コロナワクチン接種 ・ 新型コロナワクチン接種に便乗した詐欺にご注意ください ・ 新型コロナワクチン接種 Q&A ・ 発熱等があれば、まずは電話で相談を ・ 住居確保給付金の再支給
4月	4月号	新型コロナワクチン接種 ・ 新型コロナワクチンの接種券・案内を送付 ・ 新型コロナワクチンの相談 芦屋市新型コロナワクチンコールセンター、兵庫県新型コロナワクチン専門相談窓口 発熱等があれば電話で相談を 感染再拡大の防止にご協力を 新型コロナウイルスワクチン接種に便乗した詐欺にご注意ください
5月	5月号	緊急事態宣言発令中の市の施設・イベントの対応 ・ 市立施設・屋外施設(市役所・芦屋病院・消防署等を除く)は閉鎖や利用の制限をしています ・ 市主催のイベント等の開催は原則、延期または中止します 新型コロナワクチン集団接種の予約が始まります(まずは85歳以上から) ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金 新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」発令中
6月	6月号	緊急事態宣言が延長されました ・ 外出の自粛 ・ 飲食店等での注意 ・ 若年層のリスクの高い行動の自粛 65歳以上の人への新型コロナワクチン接種がはじまります 新型コロナワクチンワクチンに便乗した詐欺にご注意ください

	1日	<特別臨時号> 65歳以上の人への新型コロナワクチン接種のご案内 芦屋市 広報あしや 特別臨時号 65歳以上の人への 新型コロナワクチン接種のご案内 85歳以上の人に続き、65歳以上の人への予約を開始します。市民の皆さんへ円滑にワクチンの接種を受けてもらうため、集団接種会場の予約枠を拡充し、個別の医療機関でも接種が受けられるようになります。予約集中による混乱を避けるため、年齢ごとにずらして予約の受け付けをしています。 対象 芦屋市に住民登録があり令和3年度中に65歳以上に達する人 (昭和32年4月1日以前に生まれた人) 予約開始日 各日とも午前9時から <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 齢</th><th>集団接種会場 市立芦屋病院</th><th>個別の医療機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85歳以上 昭和12年4月1日以前に生まれた人</td><td>受付中</td><td rowspan="4">6月17日(木)から</td></tr> <tr> <td>80歳以上 昭和17年4月1日以前に生まれた人</td><td>6月9日(水)から</td></tr> <tr> <td>75歳以上 昭和22年4月1日以前に生まれた人</td><td>6月14日(月)から</td></tr> <tr> <td>65歳以上 昭和32年4月1日以前に生まれた人</td><td>6月17日(木)から</td></tr> </tbody> </table> ▶予約開始時は電話がつながりにくく予約が取りにくい状況が予想されます。ワクチンは十分な量が供給される予定です。落ち着いてご対応ください。 ▶個別の医療機関での接種開始日は6月28日(月)からです。 予約を完了した人は、体調不良などやむを得ない場合を除き、予約の変更はできません。円滑な予約とワクチンの無駄な廃棄を発生させないためです。ご協力をお願いいたします。 予約方法 予約はインターネットがコールセンターへの電話のみです 予約開始日がきたら、必ずお手元に接種券をご準備いただき、電話(10桁の接種券番号をお伝えください)かインターネット(Web)で予約してください。 インターネット(Web)で予約 ←こちらの2次元コードが芦屋市ワクチン接種Web予約サイトから予約できます  芦屋市 ワクチン接種 予約 検索 電話で予約 芦屋市新型コロナワクチンコールセンター ゼロ ロク ゴー ゴー ☎0797-31-0655 ※間違い電話が多発しています。よく確認してからお電話ください。 受付時間 月～金 午前9時～午後5時30分 土・日 午前10時～午後6時30分 ▶聞こえや言葉で配慮を必要とされる人は福祉31-1018へ相談ください(相談は予約開始前から受付)。 基礎疾患のある人・65歳未満の皆さんへ ワクチン接種の優先順位は①医療従事者等 ②65歳以上の高齢者 ③基礎疾患のある人・高齢者施設等の従事者・60～64歳の人 ④16～59歳の人です。 希望者は必ず接種できます。接種に関する予定が決まり次第、順次お知らせしますので今しばらくお待ちください。 自衛隊大阪大規模接種センター(大阪センター)への予約 兵庫県民の65歳以上の人の予約開始日は5月31日(月)からです。 芦屋市での接種予約との二重予約は絶対にしないでください。 詳しくは防衛省ホームページをご確認ください→ 	年 齢	集団接種会場 市立芦屋病院	個別の医療機関	85歳以上 昭和12年4月1日以前に生まれた人	受付中	6月17日(木)から	80歳以上 昭和17年4月1日以前に生まれた人	6月9日(水)から	75歳以上 昭和22年4月1日以前に生まれた人	6月14日(月)から	65歳以上 昭和32年4月1日以前に生まれた人	6月17日(木)から
年 齢	集団接種会場 市立芦屋病院	個別の医療機関												
85歳以上 昭和12年4月1日以前に生まれた人	受付中	6月17日(木)から												
80歳以上 昭和17年4月1日以前に生まれた人	6月9日(水)から													
75歳以上 昭和22年4月1日以前に生まれた人	6月14日(月)から													
65歳以上 昭和32年4月1日以前に生まれた人	6月17日(木)から													
	22日	<特別臨時号> 基礎疾患のある人・60～64歳の人への新型コロナワクチン接種のご案内												
7月	7月号	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 新型コロナワクチン接種のご案内 ・ 接種券の発送と予約について												

	8月	8月号	【特集】新型コロナワクチン接種のご案内 ・ 接種会場と接種のスケジュール ・ 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種証明書(ワクチンパスポート)について ・ ワクチン予約までの流れ、接種当日のながれ ・ ワクチン接種 Q&A、ワクチン接種についての相談 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第5期)
	9月	9月号	現在 緊急事態宣言が発令中です ・ 市長メッセージ 新型コロナワクチン接種のご案内 感染症対策の徹底を！一人ひとりの予防意識と行動が大切です STOP！コロナ差別(阪神7市1町共同メッセージ)
	10月	10月号	新型コロナワクチン接種のご案内 ・ 接種スケジュールと予約方法など ・ ワクチンの効果と副反応 普段の生活で発熱等の症状がみられたら ・ まずはかかりつけ医や身近な医療機関に電話相談 ・ かかりつけ医がいない場合等は発熱等受診・相談センター等へ相談を
	11月	11月号	新型コロナワクチン接種のご案内
	12月	12月号	新型コロナワクチン接種のご案内 子育て世帯への臨時特別給付金 芦屋市事業者一時支援金
令和4年	1月	1月号	新型コロナワクチン接種のご案内 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 子育て世帯への臨時特別給付 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金
		20日	<特別臨時号> 新型コロナワクチン追加接種(3回目)のご案内
	2月	2月号	新型コロナワクチン追加接種(3回目)のご案内 まん延防止等重点措置が適用されています ・ 基本的な感染対策の徹底を 芦屋市事業者一時支援金申請要件緩和・期間延長
	3月	3月号	特集2 コロナ禍における『がん』-忘れないで！がん早期発見の重要性- 人間ドック・検診はコロナ禍でも毎年受診しましょう！ 新型コロナワクチン追加接種(3回目)のご案内 5歳から11歳の初回接種(1・2回目)を開始します 子育て世帯への臨時特別給付金 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 引き続き感染予防対策の徹底をお願いいたします

4月	4月号	新型コロナワクチン接種のご案内 引き続き感染予防対策の継続をお願いいたします
5月	5月号	新型コロナワクチン接種のご案内 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(10万円)
6月	6月号	新型コロナワクチン接種のご案内 子育て世帯生活支援特別給付金 令和4年度住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 個人市県民税の減免制度のお知らせ
	20日	<特別臨時号> 新型コロナワクチン追加接種(4回目)のご案内
7月	7月号	新型コロナワクチン接種のご案内 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 令和4年度住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 子育て世帯生活支援特別給付金
8月	8月号	新型コロナワクチン接種のご案内
9月	9月号	新型コロナワクチン接種のご案内 新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金申請延長 住民税非課税世帯等臨時特別給付金
10月	10月号	新型コロナワクチン接種のご案内 住民税非課税世帯等臨時特別給付金
11月	11月号	新型コロナウイルスワクチン接種のご案内 ・ オミクロン株対応ワクチン接種を実施しています(3・4・5回目接種) ・ 接種スケジュールと仕様ワクチン ・ 追加接種(3・4・5回目接種)ができる医療機関一覧 ・ 乳幼児(生後6カ月～4歳)の人への初回接種を開始します ・ 初回接種(1・2回目)について 初回接種(1・2回目)に使用している従来型ワクチンは、年内で国からの供給が終了となる予定です 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 電力・ガス・食料品等高騰緊急支援給付金
12月	12月号	新型コロナワクチン接種のご案内 電力・ガス・食料品等高騰緊急支援給付金 生活困窮者等支援プラットフォーム整備事業補助金 冬に流行する感染症にご注意

令和5年	1月	1月号	新型コロナワクチン接種のご案内 ・ オミクロン株対応ワクチン接種を実施しています 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた対応を ・ 感染が拡大する前の接種(新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン)をご検討ください ・ 発熱などの体調不良時に備えましょう ・ 国が承認した新型コロナ抗原定性検査キットを選びましょう ・ のどの痛みや発熱等の症状が出たら…(重症化リスクの低い方／高い方における対応) 子育て世帯物価高騰対策給付金 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
	2月	2月号	新型コロナワクチン接種のご案内 ・ 令和5年3月31日で公費での接種が終了する可能性があります
	3月	3月号	新型コロナワクチン接種のご案内
	4月	4月号	新型コロナワクチン接種のご案内 ・ 令和5年春開始接種
	5月	5月号	新型コロナワクチン接種のご案内



(3) 広報テレビにおける情報の発信

【感染症に関する情報の発信】

- 広報テレビ「あしやトライあぐる」において、新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージや、関連する情報を、映像を用いて発信しました。

時期			新型コロナウイルス感染症関係の内容(主なもの)(市長メッセージは除く)
令和2年	3月	前半	【お知らせ】 新型コロナウイルス感染症の予防
		後半	【トピックス】 新型コロナウイルス感染症の予防
	4月	前半	【お知らせ】 新型コロナウイルス感染症について
		後半	【特集】 健康体操・ストレッチで体力・免疫力を維持
	5月	前半	【お知らせ】 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
		後半	【お知らせ】 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
	6月	前半	【特集】 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
		後半	【お知らせ】 特別定額給付金(10万円)のお知らせ 特別定額給付金に便乗した詐欺・悪徳商法にご注意！ 新型コロナウイルス感染症に関するご相談
	7月	前半	【お知らせ】 特別定額給付金(10万円)のお知らせ 新型コロナウイルス感染症に関するご相談 マスクと応援メッセージの募集 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策へのふるさと寄附
	8月	前半	【お知らせ】 特別定額給付金(10万円)のお知らせ 特別定額給付金に便乗した詐欺・悪質商法にご注意！
		後半	【お知らせ】 特別定額給付金(10万円)の申請期限
令和3年	3月	前半	【特集】 総合相談窓口 一人で悩まないでご相談ください
		後半	【トピックス】 芦屋市新型コロナワクチンに関するお知らせ
	4月	前半	【お知らせ】 65歳以上の方を対象に新型コロナワクチン接種券案内を送付

		後半	【トピックス】 新型コロナワクチン集団接種シミュレーション
	5月	前半	【お知らせ】 85歳以上の方を対象に新型コロナワクチンの集団接種開始
		後半	【特集】 新型コロナワクチンの接種が始まる 【お知らせ】 住居確保給付金の再支給
	6月	後半	【トピックス】 集団接種会場 65歳以上のかたへの新型コロナワクチン接種について
	7月	後半	【お知らせ】 新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金
	11月	前半	【お知らせ】 コロナ禍のなかでの健康・体力づくり
令和4年	2月	前半	【特集】 新型コロナワクチン追加接種(3回目)のご案内
		後半	【兵庫県からのお知らせ】 3回目ワクチンの有効性について
	4月	前半	【特集】 新型コロナワクチン接種のご案内
		後半	【お知らせ】 令和4年度議会報告会 オンライン会議システム「Zoom」で開催
	6月	後半	【特集】 新型コロナワクチン 追加接種(4回目)のご案内
	8月	後半	【オープニング】 ワクチン接種(兵庫県 CM)
	10月	前半	【トピックス】 オミクロン株対応ワクチン接種開始のお知らせ
	11月	前半	【お知らせ】 潮芦屋セミナー 「パンデミックと文学」
	12月	前半	【特集】 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行に備えた対応を 【お知らせ】 救急・休日の診療
		後半	【お知らせ】 救急・休日の診療

(4) 市のホームページ等における情報発信

【感染症に関する情報の発信】

- 市民の方に向けて発信した新型コロナウイルス感染症に関する情報は、その情報量も多く、内容也多岐に渡りました。また、状況の変化等に伴い、随時、情報の追加・更新が必要となりました。

そのため、掲載できる情報量が多く、追加・更新の即時性も高い市のホームページは、情報発信において重要な役割を果たしました。

- 一方で、多岐に渡る情報へのアクセスを確保する必要があったことから、「中間まとめ」のとおり、関係するページをつなぐ結節点として「新型コロナウイルス感染症特設サイト」(※3. 4. 2)を開設しました。

このサイトは、市のホームページで関係する情報を探す際の起点となるページであり、市のトップページに設けたバナーからアクセスできるように整備しました。

それでもなお、市のホームページにおける情報量が増大したことは、情報発信における課題の1つであったといえます。

重要なお知らせ (ワクチンや検査に関する情報、市長メッセージ等)		
芦屋健康福祉事務所管内 患者発生件数	新型コロナワクチン接種	発熱等受診・相談センター
相談窓口	経済支援	暮らし
学校園・保育所 子育て	市立施設・イベント	医療・福祉
応援を形に	芦屋市の取組	その他

＊ 「新型コロナウイルス感染症特設サイト」の主な内容(構成)

※3. 4. 2 感染症法上の位置付けの変更に伴い、特設サイトは閉鎖しました。

2 今後の新たな感染症の流行への備え

【感染症に関する情報の発信】

1) 情報発信の方法(媒体)の選択に係る考え方

- 新型コロナウイルス感染症への対応では、状況に応じて情報発信の方法(媒体)を選択・併用して、情報の発信に取り組みました。

今後の新たな感染症の流行においても、それぞれの方法(媒体)の特徴を活かすとともに、複数の方法を併用して発信に取り組むことで、効果的な情報発信を図ります。

- 市の情報発信の媒体には、広報掲示板、広報紙、広報テレビ、市のホームページ、SNS等があげられます。

- 広報掲示板、市のホームページ、SNSは、情報を掲載するまでに要する時間が比較的短い媒体であることから、速やかな伝達が必要となる情報の配信に適しているといえます。

- ・ 広報掲示板やSNSは、一度に大量の情報を発信するには不向きであることから、主に、優先度の高い情報への注意喚起を目的として使用することが考えられます。特に、広報掲示板については、物理的な制約(掲示可能な紙面の限度)もあることから、優先度が高い情報に絞って使用することが考えられます。

こうした情報発信においては、必要に応じて、詳細な情報へのアクセス(窓口の電話番号や、ホームページへのQRコード等)を確保することも重要です。

- ・ 市のホームページは、掲載可能な情報量も多く、今後の新たな感染症の流行においても重要な役割を果たすことが考えられます。一方で、市民の方にご自身でアクセスしていただく必要があることから、プッシュ型の方法を併用することが有効です。

また、ホームページの情報へのアクセスが難しい場合を想定して、広報掲示板や広報紙等の紙面を併用することも重要です。

- 広報紙は、視覚に訴えやすく、市民の方への到達率が高い媒体であるといえます。

一方で、発信までに一定の時間が必要であることから、ある程度の時間的余裕や持続性が見込まれる情報の発信に適しているといえます。

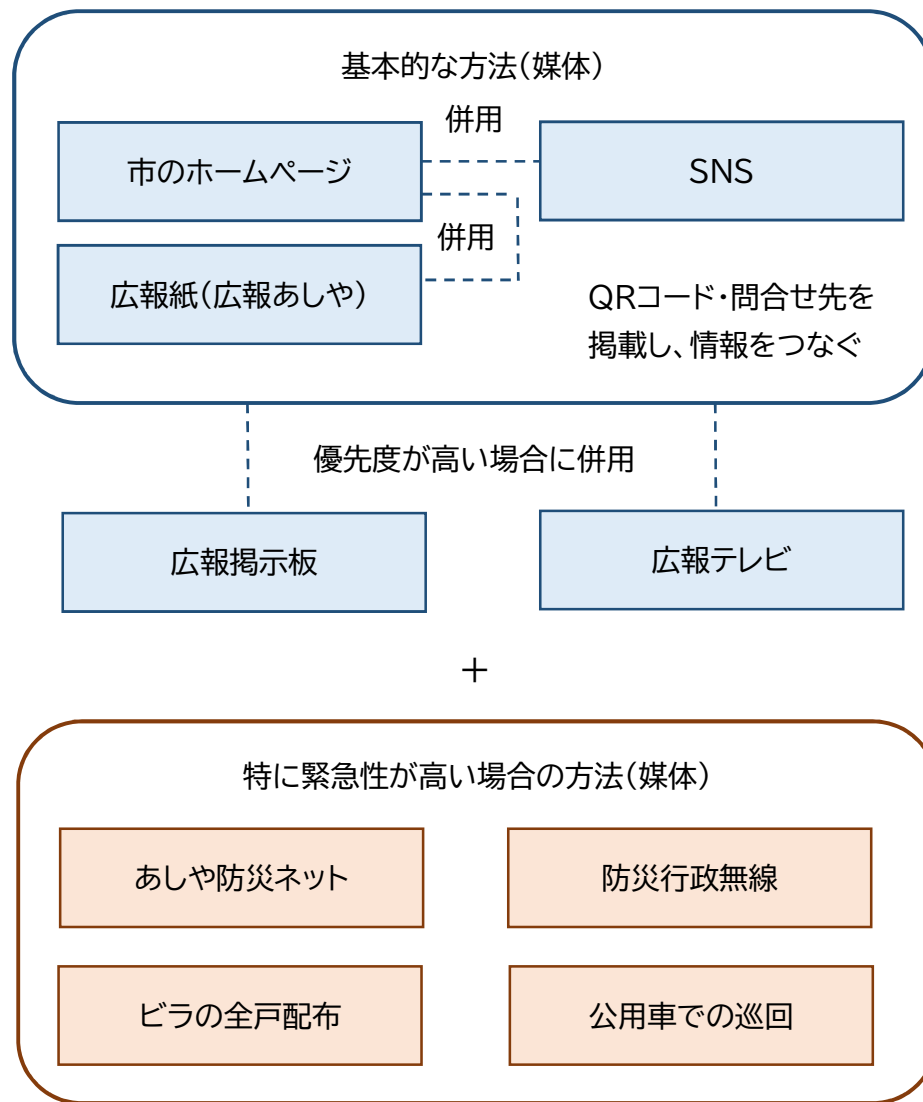
また、掲載できる情報量には一定の限度があることから、必要に応じて、詳細な情報へのアクセス(窓口の電話番号や、ホームページへのQRコード等)を確保することも重要です。

- 広報テレビは、映像を用いた情報発信が可能であり、視覚・聴覚に訴えやすいという利点を持った媒体であるといえます。

一方で、発信までに一定の時間が必要であるということと、受け手(市民)にとって情報の保存性が低く、多量・複雑な情報の発信には不向きな側面もあります。

そこで、特に優先度が高い情報への注意(注目)喚起を目的とした使用や、動画・音声で発信することで理解が容易になる情報の発信に用いることが考えられます。

- 上記以外の方法には、資料の全戸配布や公用車での巡回、あしや防災ネットや防災行政無線による情報の発信等があげられます。これらの方法は、特に緊急性が高い情報の発信に用いることが有効であると考えられます。



* 感染症に関する基本的な情報発信の方法(媒体)

2) 発信する情報の内容

- 感染症対策における情報発信の目的には、主に次の2点があげられます。
 - ① 感染症の流行に伴う不安や混乱等の低減を図り、冷静な対応につなげる
 - ② 市民の方が状況に応じた効果的な対応をとれるよう支援し、感染症の流行による影響の低減を図る
- 発信する情報の内容は、「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を基本に検討を行うものとします。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行で生じた状況を踏まえ、下記の点に留意するものとします。
 - ・ 今後の感染症の流行においても、健康や生命に関わる未知のリスクがもたらされることや、その収束等の予測が困難な状況の発生が懸念されます。その場合、こうした内容に関しては、確度の高い情報の発信が困難である可能性が想定されます。一方で、感染症対策については基本的な方法が一定確立されています。状況が不明瞭な場合においては、こうした確度の高い情報の発信に取り組むことで、不安や混乱

等の低減を図り、冷静な対応につなげることが重要です。

- ・ 感染症やその対策に関する情報は多岐に渡るとともに、平時の組織体制が維持され、各部署で情報が蓄積される状況を想定する必要があります。このような状況で分かりやすい情報発信に取り組むためには、庁内における情報共有のスキームを整理し、各部署が保有・発信する情報を相互に把握するとともに、必要に応じて関係部署で情報を整理のうえ発信するといった取組を進めることが重要です。
- ・ また、市のホームページに掲載する情報が多岐に渡る場合には、新型コロナウイルス感染症における対応と同様に、関係する情報を探す際の起点となるページを設置することが有効であるといえます。
- ・ 今後の新たな感染症の流行においても、多言語での情報発信に取り組むものとします。

